

それに対して、上書者の動機に共通するのは文革の現実への反発や失望感ではなく、反右派闘争や大躍進後の飢饉に直面した事に起因する、毛沢東個人あるいは毛沢東思想への疑念である。ここからは、彼等のこの種の認識が文革とは何ら関係なく生じていたことが読み取れるであろう。いわば、文革は彼等のこのような認識にある種の「確信」を与えるものだったといえる。

上書は、基本的に私信の形式をとって行われた。その出現時期は必ずしも特定の時期に集中しておらず、執筆者も様々な階層の人々に及んでいるため、上書という形式以外の共通性を見出す事は困難である。余習広が収集した上書を例にした場合、収録件数は三十件で、時期は1966年7月から1976年4月までの十年間に及んでいる。余が収集し得なかつた文書の存在も想定した場合、その出現時期がさらに遡るであろう事は、容易に想像できる。たとえば、この後で取り上げる王申西（1946-1977）の事例はそれに該当するであろう⁽²⁰⁾。そこで以下の部分では、分析対象を文革期における上書のうち、社会主義を巡る認識に関わるものを中心に検討することとする。

この分類に該当するもののうち、余習広が収集した資料のなかで時期的に最も早いものは1966年7月、遼寧省の中学教師であった傅世安が毛沢東に宛てたものである。一方、前出の王申西は1960年代初期、すなわち年齢的には高校生の段階で既にマルクス・レーニン主義の原著に対する研鑽を深め、既存の政治・社会秩序に対し「我々の国家には、なお“革命”の功臣と広範な民衆の間の不平等が存在している」（1963年）、「“三面紅旗”が出ると、三年の困難が六億人の頭上に降りかかった」（1965年）という、極めて深刻な認識を抱いていた。このうち前者は、レーニンが社会主義革命後における官僚主義の

出現を防止する手段として提起した、「(一) 選挙制だけでなく、随時の解任制、(二) 労働者の賃金を超えない俸給、(三) 「すべての人が統制と監督の職務を遂行し、すべての人がある期間「官僚」になり、したがってまた、だれも「官僚」になれない状態へ移行する」という理念が、1949年以降の政治・社会秩序の形成過程において実現されていないとするに等しいものであったといえる⁽²¹⁾。王のこの種の認識が「大躍進」後に形成された点からは、毛沢東が「共産主義の萌芽」と位置付けた人民公社に関しても、「公社の中には「内務科」を設け、生死の届け出、婚姻、人口、民政を管理する」といった方法を王が官僚主義克服の試みとしての評価を与えていなかったか、少なくともマルクス・レーニン主義における「コミューン」的理念とは同一視していなかった可能性が、読み取れるであろう⁽²²⁾。そして、このような点からは、王が特権階層と非特権階層の存在に象徴される不平等の存在を毛沢東体制下における制度的弊害と位置付けるのみならず、その根源をマルクス・レーニン主義国家論における上述の理念と、1949年以降、毛沢東の指導下で進められた現実の政治社会秩序の形成過程との不一致に見出していた事が窺える。それとの関連でいえば、毛が大躍進期のある講話において、「空想社会主義の中のいくらかの理想をわれわれは実行しなければならない」とも述べている事実に着目した場合、王が現実の政策に対する分析を通じ、毛の社会主義のなかにマルクス・レーニン主義との何らかの不一致を見出したであろうことは、想像に難くない⁽²³⁾。王申酉はその後、文革中の1968年に逮捕され、1976年11月に獄中で1949年以降の国家建設をマルクス・レーニン主義の観点から批判する上書を書いている⁽²⁴⁾。ここから、王が文革以前の段階から既に毛沢東指導下での国家建設をマルクス・レーニン主義から逸脱するものと理解していただけでなく、投

獄後もこのような認識を一貫して堅持し続けていたことが明らかになる。そして、それは王の生命の最期の瞬間まで変わることはなかったのである。

同様の観点から、文革以前に既に上書を行っていたのが、胡全林（文革当時、軍人）であった。胡は文革以前の段階で、毛沢東に三通の上書を「提言」形式で送付していた。その後、胡は次第に毛の政策に疑念を強め、文革期にはマルクス・レーニン主義的理念に立脚し毛沢東及び文革を批判する上書を送付している⁽²⁵⁾。前出の傅世安も、反右派闘争や大躍進後の大飢饉等の現実と直面した事により、幼少時における毛沢東への「深い敬愛」が文革以前の段階で既に動揺し始めていた。傅はこのような状況のなかで、中国内外の書籍への研鑽を深めた⁽²⁶⁾。

文革発動時に湖南省の高校生であった蕭瑞怡の事例にも、傅との類似点が存在する。蕭の場合、反右派闘争を巡る記憶は独自の思考の形成に影響を及ぼさなかったものの、大躍進後の大飢饉等が毛沢東思想及び既存の政治・社会秩序への疑念を生じさせる契機となった。それを背景として、彼は文革以前の段階でマルクス主義関連の書籍も含めた各種の書籍を渉猟し、研鑽を深めていた。その後、文革が発動され「世界は毛主席一人の世界になってしまった」かの如き状況が出現するに及び、蕭はマルクス・レーニン主義の立場から毛沢東思想を批判する上書を執筆するのである⁽²⁷⁾。

これらを上書全体に共通する性格として一般化することには当然、限界が存在するものの、上述の事例に限定した場合、以下の特徴を指摘し得る。まず、上書者の動機が文革以前の諸事象に対する反発や失望感に起因している点が挙げられる。多くの場合、文革の発動が上書の直接的動機となったことはその発表時期からも明らかではあるが、上書者が文

革以前からマルクス・レーニン主義的観点に立脚し、既存の政治・社会秩序を批判的に認識していた事実に着目すれば、より本質的な動機として、1949年以降の政治、社会秩序に対する疑念が存在していたことが明らかになる。紅衛兵におけるこの種の意識が、文革の理想と現実の間での失望感の所産であった点と対比した場合、上書者による批判はそれ以前の政治、社会秩序全体への疑念を起点としていた点において、より深刻なものであったといえる。

さらに、彼等の認識からは先述の楊献珍や馮定のそれとの共通性を指摘し得る。例えば、「三面紅旗」に対する王申酉の批判や、毛沢東への個人崇拜を批判した蕭瑞怡や胡全林の言説には、先の楊や馮の言説と同様の傾向が見いだせるのである。蕭瑞怡らの認識からすれば、これは当然の論理的帰結であったと思われるが、結果的に彼等は1960年代前半に毛沢東により批判された言説を継承し、更にマルクス・レーニン主義の立場から前者に対峙するに至ったと言えよう。

Ⅲ 1949年以降の政治、社会秩序形成と「社会主義」を巡って

1) 社会秩序の変革と「平等」への関心

それでは、紅衛兵・造反派と上書者におけるこの種の意識は、社会主義を巡る彼等の認識にいかなる形で反映されたのであろうか。

紅衛兵の場合、それは既存の政治・社会秩序における「支配者」と「被支配者」、
「あるいは「抑圧者」と「被抑圧者」の間における制度的不平等の存在を前提とし、
階級闘争的構図によりその解決を試みる動きとなって現れた。例えば、北京の造反派
紅衛兵内部での「新思潮」とその流れを汲む「極左派」紅衛兵は当初、「党のファシ
スト化」に対する危機意識を抱き、既存の党・各級政府からの奪権と「コミュニン」
型秩序の実現による民衆への権力委譲という方法でこの問題を解決する可能性を模索
していた⁽²⁸⁾。しかし、それが1967年1月における、中央文革小組の張春橋（中央文
革小組副組長）らの支持を背景とした上海の造反派・紅衛兵組織による「上海一月革
命」の後、「上海コミュニン」樹立の試みが毛沢東の介入により事実上挫折すると、
彼等は既存の党・各級政府機構からの奪権と人民への「権力の再分配」の実現を掲げ
るのである。北京の「新思潮」の担い手となった造反派紅衛兵組織「四三派」は、資
本主義社会での「少数の統治階級」内部での権力と財産の分配という形式が、社会主
義革命後の社会においても少数の実権派即ち党及び各級政府幹部への権力と財産の集
中へと姿を変えて存在し続けているとした上で、それが権力と財産を有さない大多数
の革命的民衆と実権派の間に「革」と「保」の矛盾を出現させている、という認識を
示した⁽²⁹⁾。「四三派」がその解決策として提示したのは、「革」と「保」との矛盾の
爆発を通じた「権力の再分配」と、それによる政治、社会秩序における制度的平等の
実現であった。宋永毅は、「四三派」が第一に1949年以降の中国に「革」と「保」の
矛盾が存在していると見なし、第二に社会主義社会における権力及び財産の再分配が
実権派、すなわち文革以前の幹部のみならず、新たに台頭した造反派をも腐敗させる

とした点について、前者が毛沢東の「継続革命論」も含めた中国共産党の階級闘争理論と著しく異なっており、後者は一九四九年以降の体制がその特性上、幹部の腐敗を防ぐことが出来なかったと強調した点において、共産主義制度自体を否定するに等しいものであったとする⁽³⁰⁾。しかし、「四三派」の論理には、共産主義への彼等の疑念を伺わせるものは見出せない。むしろ、彼等は自らを「社会的存在が社会的意識を決定すると考えるマルクス・レーニン主義者」と位置付けることにより、自らの思想的立場を明確に示したといえる⁽³¹⁾。それは同時に、彼等自身のこのような自己認識とは対照的な個人の存在を暗示し、自らをそれと対極に位置するものとするに等しいものであった。「四三派」にとって、前者は「社会的存在が社会的意識を決定すると考えるマルクス・レーニン主義者」とは見なしがたい存在であった。「四三派」はこのような認識に立ち、階級闘争論的図式の援用により既存の政治、社会秩序の矛盾の解決を試みたといえる。ここに及び、彼等の行動は共産主義制度の否定としてではなく、ある種原理主義的ともいえるマルクス・レーニン主義的立場に立脚した、毛沢東思想への挑戦としての性格を帯びるに至ったといえよう。

広東省の「極左派」紅衛兵組織であった「八五公社」も、文革以前の体制における「階級成分論」が「民衆の中に二十世紀の政治的身分制度を打ち立て」、「身分の低い人々に卑屈な感情を与え、侮辱を受けても敢えて反抗しない」状況を出現させたとした上で、「地主・富農・反革命・右派・悪質分子」の存在や「紅五類」出身者の優越を認めず、「階級成分の再区分」の必要性を提起した⁽³²⁾。「八五公社」のこのような観点からは、既存の政治・社会秩序における制度的不平等の存在への反発と、文革

を通じて制度的平等の確立を目指す彼等の強い指向を見出せるであろう。それはその論理的帰結として、毛沢東思想を指導理念とする既存の政治、社会秩序を本質的に不平等なものとし、それに替わる理念に基づきその再編を目指す見方へと結びつくのである。

2) 毛沢東的「社会主義」への疑念

一方、同様の観点を共有しつつも、既存の体制における制度的不平等の存在を単なる制度的弊害としてではなく、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の対比を通じ理解することを模索した勢力も存在していた。例えば、「中華コミュニオン（中華人民公社）」の樹立を主張し、中央文革小組に弾圧された湖南省の「極左派」紅衛兵組織である「省無聯」はその典型的な存在である。その成員であった楊曦光によれば、彼は北京で共産党の特権を批判する「新思潮」に接した後、マルクス主義の原著に対する独自の研鑽と社会調査を通じ、文革が激化するに至った理由を独自に考察し始めた。その結果として楊が得たものは、「中国には既に新たな特権階級が形成されており、彼等は人民を「圧迫、搾取している」（純粹にマルクスの言葉）。中国の政治体制とマルクスが想定したバリ・コミュニオン型民主体制には少しも共通点が存在しない。従って、中国は新たな暴力革命により特権階級を転覆し、官員の民主的選挙を基礎とする民主政体を再建しなければならない」という、文革に至るまでの中国の政治、社会秩序の在り方に対する批判的な認識であった⁽³³⁾。この認識には、文革以前の政治、社会秩序に「官僚主義者階級と労働者階級」の対立という構図の出現を見出した毛沢東

のそれとの共通性が見られる⁽³⁴⁾。その一方、楊の場合は、既存の政治、社会秩序自体がマルクス・レーニン主義に合致し得るものか否かという問題、換言すれば毛沢東体制そのものに対するある種の懐疑が出発点となっていた。それを起点として上述の認識に辿り着くに及び、楊は毛沢東思想に基づく政治、社会秩序の形成過程に、本質的にマルクス・レーニン主義と相容れない性質を見出したといえる。

このような認識をもとに、楊ら「省無聯」の指導者は1949年以降の政治、社会秩序における矛盾の原因を、幹部と人民の関係が「指導者と被指導者という関係から、支配者と被支配者という関係に、搾取者と被搾取者という関係にかわり、革命に平等に参加する関係ではなく、圧迫者と圧迫されるものの関係へと変化していった」ことに見出した⁽³⁵⁾。これにより、幹部を搾取者と見なす彼等の姿勢が明確に示されることとなった。既存の体制下での幹部と民衆の関係を巡るこの認識は、前述の毛沢東の「官僚主義者階級」批判にも共通するものであったが、楊ら「省無聯」指導者が毛沢東の指導下での政治、社会秩序の過程にマルクス・レーニン主義的理念との不一致を見出していた点に着目すれば、彼等のこの言説はむしろ「今日支配的な日和見主義は、労働者党の党员を、大衆から切り離された高給労働者の代表に育て上げる」、「すなわち、ブルジョアジーに反対する人民の革命的指導者たる役割を放棄するような代表者に育て上げる」という、レーニンによる「日和見主義」批判と軌を一にするものであったと見る事が可能であろう⁽³⁶⁾。「省無聯」がこの観点に立っていたと仮定した場合、既存の政治、社会秩序における制度的不平等を巡る彼等の批判は、それらをマルクス・レーニン主義的理念とは合致し得ないものと位置付ける前提でなされたものと

いえよう。それは、既存の政治、社会秩序を「圧迫者」と「圧迫されるもの」の対立という階級闘争理論の図式に基づいて理解するのみならず、奪権後の権力機構としての幹部・軍人・造反派の「三結合」形式での革命委員会の成立によっても、その図式を解決し得ないとの認識へと結びつくのである。加えて、文革当初に毛沢東や中央文革小組により提起された「コミューン」型秩序の実現という理念が提唱者である毛沢東自身により禁じられ、替わって人民解放軍と旧幹部が事実上主導する革命委員会が奪権後の権力機構として出現した事実は、「省無聯」指導者がマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の相違を認識し、奪権後の権力機構の性質と先述のレーニンの言説を関連づけて解釈することを可能にしたと思われる。これと関連し、「省無聯」は各地における革命委員会と直近に迫っていた共産党第九回大会を、それぞれ「免官革命の産物」、「党の第九回代表大会の開催は、中国がどこへ向かうのかという問題を解決できなさそうである」と批判した上で、「マルクス・レーニン主義者は革命委員会が人民を抑圧する本質を、必然的に、ためらう事無く暴露しなければならない」とし、一連の政治情勢に抵抗する姿勢を打ち出した⁽³⁷⁾。革命委員会などを巡る彼らの認識からいえば、彼らの言説が「官僚制的に組み立てられ警察に守られた軍事的専制政治以外の何物でもないような国家」を巡るマルクスの批判と同様の内容を帯びるのは、必然的であったといえる⁽³⁸⁾。ここに、彼等の奪権は単に既存の秩序に対する変革としての性格のみならず、毛沢東思想的秩序に対するマルクス・レーニン主義の側からの変革、あるいは「再革命」としての意味を有するに至るのである。それに続くものは一般非特権的幹部の出現や彼等に対する民衆の側からの任免等、直接民主制的形態が保

障され、また幹部の非特権化により民衆と幹部の間での支配一被支配の関係が解消された。「新しい形の政治機構」としての「中華人民公社（コミュニオン）」の出現による政治的・社会的「平等」の実現であった⁽³⁹⁾。

この主張は、湖北省の「極左派」紅衛兵組織であった「北斗星学会」と「プロレタリア文化大革命を最後まで推進することを誓うプロレタリア革命派連絡ステーション」（「決派」）、そしてその機関紙である「揚子江評論」の関係者（以下、「北、決、揚」）にも共通するものであった。彼等は 1949 年以降の「二十年来、中国社会には新たな官僚ブルジョワジーが形成された」として、既存の社会における官僚層と一般庶民の間の制度的不平等の存在を指摘した上で、この状況を克服する手段としての、「革命党」の指導下での「政治革命」及び「社会革命」とそれに続く「北京人民公社」の実現という方向性を打ち出した⁽⁴⁰⁾。直接民主制を巡る主張からは、彼等が「武装した群衆」による「暴力革命」という急進的手段により、既存の政治・社会秩序が内包する制度的弊害の解決を一挙に実現しようと試みたかの如き印象を受ける。しかし、例えば「省無聯」がこの種の変革の手段として、官僚組織化した既存の党組織に替わる「毛沢東主義政党《中国共産党》」の設立を主張し、「北、決、揚」が同様に「革命党」という。いずれも新たな前衛党の指導下での革命を主張した時、彼等はレーニン主義的前衛党理論に基づく革命という自らの方向性を確認したといえる。この点においては、彼等の言説は宋永毅が指摘したように、マルクス・レーニン主義の基礎的理論から一歩も出るものではなかった⁽⁴¹⁾。反面、彼等がそれを自らの理論的基礎と位置付けた上で自らの理念に基づく変革を目指す場合、前衛党理論に基づく戦術

は不可避的な選択であったといえる。特に、彼等が毛沢東思想への疑念を抱く一方、マルクス・レーニン主義に理論的正統性を見出した上で、それに基づく変革を意図していた場合、自らの理論的正統性を担保する上でも、その起点としての「暴力革命」は「プロレタリアートの前衛権力を掌握して、全人民を社会主義にみちびき新しい秩序を指導し組織する能力をもち、またブルジョアジーぬきで、ブルジョアジーに反対して、自己の社会生活を建設する事業で、すべての勤労被搾取者の教師となり指導者となり首領となる能力をもつ前衛」の指導という、レーニン主義的前衛党理論に依拠する必要があったのである⁽⁴²⁾。

3) 「コミューン」を巡って

「コミューン」の直接民主制的システムの特質を民衆自身による行政産業管理の具体化と位置付け、それを実現可能と考えた「省無聯」の論理には、「社会の全成員、あるいはすくなくともその圧倒的多数が、みずから国家を統治することをまなぶ」状態と「すべての人が社会的生産を自主的にまなび、そして実際にもこれを管理する」形式での住民自治の実現により「国家はますます急速に消滅し始め、最終的に「すべての人が順番に統治するであろう。そして、だれも統治しない、ということにすみやかに慣れるであろう」とした、レーニンの認識との共通点が見られる⁽⁴³⁾。無論、これはレーニンのみならず、「人民公社は、政権と社会が一体化 [政社合一] している。そこではまもなく徐々に政権は消えていくであろう」という、大躍進期における毛沢東の発言にも共通するものではあった⁽⁴⁴⁾。反面、毛沢東は「国家は階級闘争の道具であ

り、少数のものが国家を構成するしかないのであり、5億の人びと全部がどうして国家〔の機関員〕になり得よう（中略）。極端な民主主義、極端な平均（主義）は総じて通用しないのだ」という、コミュニズム的理念に対する懐疑とも解釈し得る認識を持っていた⁽⁴⁵⁾。この事実に着目した場合、「コミュニズム」を巡る毛とレーニン、あるいは毛と楊らの理解には「コミュニズム」での直接民主制の是非や人民の役割を軸として、決定的な認識の相違が存在していた事が明らかになるであろう。この点においても、「省無聯」指導者の「コミュニズム」を巡る認識は毛沢東よりもレーニンのそれに近いものであったといえる。

また、「コミュニズム」型秩序の実現過程における政治、社会秩序の変革に関して、
「省無聯」は必ずしも急進的な手法による実現を主張しない。彼らは文革以前からの「三大格差（都市と農村・頭脳労働と肉体労働、農業と工業間の格差）」の急速な解消に関しては、何らの幻想も持たず、この状況が一定期間継続するとの見方を示した上で、その段階的解消を提唱する。その一方、「省無聯」は「三大格差」の即時解消等に象徴される急進的変革の試みを、「極左冒険主義」として否定するのである。
これは、「公正と平等とを、共産主義の第一段階はまだあたえることができない。富の差別、しかも不公正な差別は残存するであろう」というレーニンの言説と一致するものであった⁽⁴⁶⁾。「北、決、揚」も同様に、「北京人民公社」の実現に到る過程を急進的ではなく、段階的に実現することを主張する。彼等は既存の政治制度の解体からコンミュニズムの成立に至る流れを社会発展の必然性という文脈で捉える。彼等はそ
の上で、それが「革命党」指導下の民衆による既存の党組織の解体とそれに続く革命

委員会の成立，最終的には「北京人民公社」の成立により実現するとの見方を示す⁽⁴⁷⁾。いわば、「北、決、揚」も「省無聯」と同様、その急進的言辭とは反対に、実質においては前衛党の指導下での段階的革命という、マルクス・レーニン主義的革命理論に依拠した社会変革を主張したといえる。

以上の紅衛兵・造反派組織の言説からは、彼等の一部がマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の理論面での相違を密かに意識しつつ、後者の所産としての既存の政治・社会秩序における制度的不平等をその理論的産物とみなした上で、マルクス・レーニン主義的階級闘争理論に依拠した解決を志向していた事実が明らかになる。その結果実現されるものは、既存の政治、社会秩序の所産としての制度的不平等に替わる「平等」であった。そして、それを具体化するのが、民衆による官僚の直接選挙特権的官僚機構及び官僚の特権の廃止，民衆自治に象徴される政治的・社会的「平等」が実現すると想定された、「コミューン」であったといえる。ここに、「平等」の概念が紅衛兵・造反派における社会主義のイメージとして出現するのである。マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を巡る彼等の意識に着目した場合、それは取りも直さず、毛沢東思想及び毛沢東指導下での国家建設を「平等」を実現し得ず、かつ反マルクス・レーニン主義的とする前提の下、既存の政治社会秩序をマルクス・レーニン主義に基づき変革するという、いわば毛沢東と毛沢東思想による革命へ向けられた再革命の意図の表明に他ならない。

しかし、それが「極左派」紅衛兵自身によって語られることは無かった。むしろ彼等は、自らが目指す既存の政治社会秩序の変革は毛沢東思想、あるいは毛沢東の指導下での政治、

社会秩序の形成と完全に対立するものではなく、「社会的存在が社会的意識を決定すると考えるマルクス・レーニン主義者」が「毛主席が指導する文化革命に対する素朴な理解と熱望を抱き、かつ自覚的意識を高める」立場から展開される、と主張する⁽⁴⁸⁾。その上で彼等は、自らが目指す変革の目的は「毛沢東主義を旗印とする偉大な時代」に「暴力を用いて革命委員会のブルジョワ独裁と修正主義制度を転覆する」ことにより、「毛主席が著名な五七指示の中で提起した新たな政治機構—中華コミュニオン」を実現することにある、と強調するのである⁽⁴⁹⁾。これにより、先述の楊曦光の回想に象徴される彼等の本心、即ちマルクス・レーニン主義に立脚した反毛沢東思想的意識は巧みに隠されたといえる。彼等がマルクス・レーニン主義的立場を堅持する場合、自らを毛沢東思想の正統的擁護者と位置付けることは必ずしも本意ではなかったと思われるが、不特定多数の読者に対して、大字報などを通じて、自らの意図を公開するという方法から考えた場合、重大な政治的危険を招く危険性を回避した上で自らの変革理念を公表するためには、この種の論理展開は不可避だったであろう。ここに、大字報という形式をとるがゆえの限界が存在していたといえる。

4) 上書者と「客観規律性」「主観能動性」

それに対し、上書者には自らの真意を隠す試みは見受けられない。ここには、先述した上書という形式の特徴が影響を及ぼしていると考えられる。彼等の言説の特質として指摘し得るのは、マルクス・レーニン主義的弁証法理論と「客観規律性」を、毛沢東思想の「唯心主義」的側面、すなわち毛沢東思想の特徴としての「主観能動性」と対置させ、批判する方法である。彼等はこの方法により、マルクス・レーニン主義理論と毛沢東思想の理論的相違

を対比させた上で、後者のマルクス主義からの逸脱を指摘し、更に辛辣かつ直截的言辞により毛沢東への批判を展開した。これは、「極左派」紅衛兵における毛沢東批判とは異なる戦術であったといえる。

上書者によるこの種の批判は多くの場合、哲学的側面と既存の政治、社会秩序の形成過程の関係に着目してなされた。蕭瑞怡はこれに関して、「生産力は生産関係を決定し、生産関係は生産力に反作用する」という法則性を「マルクス主義の生産力と生産関係に関する弁証法」と位置付けた上で、それと対置される存在として、「常に精神の作用を強調し、生産関係の作用を強調し、自ら美しき理想世界をつくり、客観世界を彼の理想にあわせて回転させようとし、生産力を彼の考えた生産関係により回転させようとする」「唯心主義者」と、その種の人物による政治・社会秩序の形成を挙げた⁽⁵⁰⁾。ここでは、「唯心主義」的指導者は自己の意思を「客観規律性」に優先させる点において、「生産力を阻害し破壊する」存在とされる。蕭のこの言説が、マルクス・レーニン主義における「客観規律性」と毛沢東の「主観能動性」を対置させ、前者に依拠し後者を批判していることは明らかであった

傅世安も蕭と同様、「客観規律性」重視の立場に加え、毛沢東思想の絶対化とそれに基づく政治、社会秩序の形成に対して厳しい評価を行う。傅は、弁証法の原則によれば「偉大な思想は、一つの時代においてのみ歴史的な作用を果たすのであり、時代が前進する以上、自らの思想を固守してはならない」にも関わらず、毛沢東が「自らの思想を神聖化絶対化、永久化」し、「マルクス主義の発展としての毛沢東思想」を「唯心主義と実用主義へ転化させた」結果、既存の政治・社会秩序の形成過程における「客観規律性」が失われたとの批判を行った。傅は「唯心主義と実用主義」を「問題をもって学び、積極的に学び積極的に用い、学ん

だら結合させ、急いで学び用いれば、たちどころに成果が現れる」ことを強調し、「ある時、ある方面をある問題に結びつけるもの」とした上で、それは「人々に本質から弁証法的唯物主義を学ばせる方法ではないし、長期にわたり人に思想の根本から共産主義を受け入れさせるものでもない」と断じた。いわば、毛沢東思想の歴史的役割は是認しつつも、それが「唯心主義」的発想に基づき絶対化された結果、弁証法の原則というマルクス・レーニン主義理論による毛沢東思想の相対化が事実上不可能となり、更には客観的条件を踏まえて毛沢東の政策に異議を唱えることも困難となった結果、毛沢東による独善的かつ恣意的国家運営が出現した、というのが傅の見解であったといえる。彼はそれを、毛沢東思想が「生まれた時は偉大な作用があったが、それが極端に向かった時には社会・歴史の発展を阻害し、毛沢東が「独夫、暴君」として「独善と私利の擁護者」へと変化する状況が出現したとの論理によって表現した⁽⁵¹⁾。

胡全林も彼等と同様の認識に基づき、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の根本的理論を比較し、後者を批判した。胡は林彪宛ての上書において、客観規律性と主観能動性を対置させる立場から「マルクス・レーニン主義は地理上の遠近によって革命の指導作用に影響するのか」との疑問を投げかけた上で、この種の論理が「全体的にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想の偉大な国際的意義を否定することになる」として、林彪による毛沢東思想の絶対化を厳しく批判した。それがマルクス・レーニン主義の擁護を前提として展開されていたことは、胡が『資本論』におけるいくつかの革命的原理は時代遅れではないし、時代遅れにもならないし、決して打倒することはできない、「マルクス・エンゲルス・レーニン・スターリンの高低を機械的に比べ天秤に掛ける事は、歴史唯物主義の観点ではない」と指摘し

たことから明らかであった⁽⁵²⁾。それは同時に、毛沢東思想及び「主観能動性」という観念に対する胡の反発をも暗示していた。

以上の事例からは、上書者がマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の対置の結果として、後者におけるマルクス・レーニン主義からの逸脱を見出しその“誤り”に対する論理的追究を試みたことが明らかになるであろう。彼等にとって毛沢東思想は、客観規律性を軽視する点においてマルクス・レーニン主義とは本質的に異なるものであった。そして、「主観能動性」の過度の強調が「群衆の願望を顧みず、領袖の思想を過度に強調する作用」を帯びるものへと姿を変えた時、「主観能動性」は社会の発展を阻害する点において、マルクス・レーニン主義とは相容れないものとされるのである⁽⁵³⁾。これは、「個人の作用の誇張」や「指導者の神格化」を批判した、前出の馮定の言説とほぼ同一のものであった。上書者はここに、毛沢東思想に対する理論的批判の結果として、文革以前に批判された学説と同様の論理へと回帰するに至ったのである。当時の政治、社会状況下においては、かかる認識の公表は重大な結果を招く可能性を有していた。それにも関わらず、上書者は紅衛兵・造反派が“毛沢東思想に対する擁護”というレトリックを用いたのとは反対に、自らの本心を偽ることなく公言したのである。それは、不特定多数の読者からの支持を得ることを前提としない上書という形式によってこそ、可能なものであったといえよう。

5) 「客観規律性」に基づく政治・社会秩序の形成への関心

それでは、上書者のこのような視点は、既存の政治、社会秩序の形成過程を巡る認識にいかんにか反映されたのであろうか。

蕭瑞怡はこの問題に関して、(一)「生産関係は生産力の発展の性質の状況に適応し、生産力を促す事が出来る」という、生産力と生産関係に関するマルクス主義の弁証法、(二)マルクス主義における「生産関係が人の思想を決定する」との観点、(三)「人の本性」としての「自由」に対する渴望—の存在を前提とし、1949年以降の農業政策を例として説明を試みている。蕭は「大躍進」期で農業政策の破綻とそれに続く経済調整政策の成功を対比し、その原因として「生産関係と生産力の適応と不適応の問題、すなわち土地制度は労働力を解放するのか、それとも労働力を束縛するのか」という問題を挙げた。また蕭は、1949年以降、段階的に推進された農業集団化政策を「自由を愛する人間の本性に反する」、「自由を束縛する桎梏」と批判した上で、客観規律性の重視に基づく経済建設が行われていた時期には商品の流通が順調であったのに対し、農業合作化や大躍進の過程でそれが無視された結果、農業も含めた経済全体が破綻したと指摘した⁽⁵⁴⁾。この認識が単に人道主義的観点に基づくものではなく、所有制と個人の間を巡る標準的マルクス主義的観点を背景としたものであったことは、蕭が『反デューリング論』における、個人生産と個人所有制の変革時に強制的手段を使用することを批判する一文を引用している事実にも反映されている⁽⁵⁵⁾。蕭の一連の主張を要約すれば、農業集団化政策及び大躍進に象徴される経済政策が「自由を愛する人間の本性に反する」ものであった結果、経済の破綻を招いたのみならず、農民及び労働者の労働意欲を低下させたとする一点に集約されるであろう。ここからは、「労働が労働者の本質に属していないこと、そのため彼は自分の労働において肯定されないでかえって否定され、幸福と感ぜずにかえって不幸と感じ、自由な肉体的および精神的エネルギーがまったく発展させられずに、かえって彼の肉体は消耗し、彼の精神は頹廢化する(中略)。だから

彼の労働は、自発的なものではなく強いられたものであり、強制労働である」という、資本主義社会における労働疎外を批判したマルクスの言説と同様の意識を読み取ることが可能であろう⁽⁵⁶⁾。また、蕭が「人の本性」としての「自由」に対する渴望という要素を強調した事実は、彼が1949年以降の経済建設の過程にこの要素の低下ないしは欠如を見いだしていたことを示している。この点に注目した場合、蕭のこの種の認識は、1949年以降の政治、社会秩序の形成過程全体をマルクス・レーニン主義における「客観規律性」と合致せず、かつマルクス・レーニン主義が批判した資本主義社会での労働疎外を克服し得ず、逆にそれと同様の状況を出現させた、とする評価の上に形成されていたと見ることができるであろう。また、「主観能動性」を「唯心主義」とする蕭の認識からは、毛沢東指導下での経済建設が「客観規律性」ではなく毛の恣意的発想を背景としてなされてきた、との批判的観点が読み取れる。ここに、毛による経済建設は「主観能動性」と「実用主義」を基盤とし、労働者及び農民の間には「人間がこれら産業の諸力のために生産のよろこびや生産物の享受を断念するようになる」状況を出現させたものとして、否定されることとなる⁽⁵⁷⁾。

傅世安も蕭と同様、マルクス・レーニン主義的な「客観規律性」を堅持する立場に立ちつつも、「主観能動性」に関しては個人と指導者のそれを区分して論じている。傅は個人の意識における「主観能動性」の存在を認めつつも、それが指導者個人の思想の強調へ発展する場合、政治・社会秩序の形成過程での「客観規律性」に対する阻害要因となるとの見方を示した。傅はこの前提に立ち、「群衆の一人一人には自らの主観能動性がある」としつつも、「主観能動の作用を表現する指導思想は領袖に集中し、客観規律を反映する物質的願望は群衆において表現される」と指摘した⁽⁵⁸⁾。これは、民衆の物質的願望というある種の「主観

能動性」に基づく行動が民衆の労働意欲を刺激する点において、政治・社会秩序及び経済秩序の均衡的發展と連動するのに対し、指導者の指導思想における「主観能動性」とそれに基づく政策は必ずしも指導者個人の物質的願望を反映しないため、現実離れした空論に陥ると批判するに等しいものであった。

ここに、「主観能動性」に基づく政治・社会秩序の形成は、指導者個人の恣意的発想を正当化するものとして否定され、それに替わる客観規律性の重視が上書者における課題として出現する。それは単に経済改革という対象のみに限定され得るものではなく、指導者個人の主観に基づく政治・社会秩序の建設という従来在り方を転換し、「生産力を解放し」「自由を愛する人の本性」の活用を基礎とした、客観規律性に基づく政治・社会秩序の再建という、マルクス・レーニン主義的方向性への方向修正を志向するのであったといえるであろう⁽⁵⁹⁾。これにより、「外来思想」としてのマルクス・レーニン主義とその「客観規律性」という原則を、「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての毛沢東思想と対置させ、前者に基づいて政治・社会及び経済秩序の再建を図ることが、上書者における問題意識として浮上するのである。さらに、これらの言説は生産力の解放、生産力の向上における物質的刺激的の重視という点において、1960年代前半における楊敵珍や孫冶方ら「修正主義者」の見解と一致するものであった。上書者の立場からすれば、これはある種必然的なものであったともいえるが、彼等は、マルクス・レーニン主義的観点に立つて毛沢東思想に対する批判を展開した結果、楊や孫の立場を継承する事となったといえよう。上書者はマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の基本的理論を巡る対比を通じて前者に理論的正統性を認めると同時に、後者が理論的に誤りを含んでいるとの見方に辿り着いた。その結果、彼等は毛沢東思想とそ

れを指導理論として推進された1949年以降の政治、社会秩序の形成過程を、マルクス・レーニン主義理論から逸脱した、理論的誤りを含むものとみなすに至ったのである。ここに、上書者における社会主義を巡る認識の特質が存在していたと言えよう。

おわりに

本章で取り上げた紅衛兵・造反派及び上書者の言説には、以下の特徴が存在していた。

第一に。毛沢東思想に対する疑念に関しては、紅衛兵の場合は文革の現実に対する失望が契機となったが、それは文革の長期化とは必ずしも関わりが無く、文革のどの段階においても生じうるものであった。一方、上書者の場合、この種の疑念は既に文革以前の段階で存在していた。彼等が抱いていた毛沢東への疑念は、文革により証明された。第二に、「社会主義」という概念について、紅衛兵にはそれを「平等」と同一視する傾向が見られた。これは、「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての毛沢東思想が「平等」を実現し得なかったとの見方へと結びついた。彼等はこのような認識を前提として、既存の政治・社会秩序に対する変革の方法論として、毛沢東思想ではなく「外来思想」としてのマルクス・レーニン主義、さらに階級闘争理論に基づく変革への指向を強めたといえる。一方、上書者はマルクス・レーニン主義における客観規律性の重視と、毛沢東思想における主観能動性を対比させた結果、毛沢東思想とそれに基づく既存の政治・社会秩序の形成過程にマルクス・レーニン主義からの逸脱を見出した。上書者はこの見方に基づいて、外来思想としてのマルクス・レーニン主義及びその根本的概念としての客観規律性を軸とした、政治・社会秩序の再建を目

指したのである。第三に、上書者の論理は、毛沢東思想における主観能動性を外来思想としてのマルクス・レーニン主義における客観規律性と対置させた点において、1960年代前半に「修正主義者」として批判された楊献珍や孫治方らの見解と一致していた。それにより、両者の間には理論面における一種の連続性が出現することとなったのである。ここに、文革期の民間思潮における社会主義認識が単に文革の現実に対する失望感のみならず、社会主義理論を巡る文革以前の、そして毛沢東により「誤り」とされた議論との連続性を伴う形で形成されたことが、明らかになると思われるのである。

ところで、紅衛兵や上書者におけるこの種の思想的営為は現実に対する失望という要素以外から考えた場合、いかなる性格を有するものとして位置付けられ得るのであろうか。

「延安整風運動」(1942-45)以来進行したマルクス・レーニン主義の「中国化」の結果形成された、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」を一体的概念とするイメージ、とくに毛沢東思想を「マルクス・レーニン主義の最高峰」とする概念の拡大は、政府・共産党の公式イデオロギーとしての「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」という観念を共有する集団としての「人民」が創出される過程そのものであった。しかし、それはその基盤が思想という不可視的なものであり、実際に成員がそれを許容しているか否かを具体的裏付けをもって確認することは当然、不可能である。この点において、「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての「毛沢東思想」の共有を軸とした「人民」の創出には、本質的な限界が存在していた。この状況下で一体的存在としての「人民」というイメージを持続させ得る手段は、発信者が強制力を背景としてその定着を図り、受け手の側が自身の内面とは無関係にそれを受容する姿勢を示す事であったであろう。この二つが一致した時、「マルクス・レーニ

ン主義, 毛沢東思想」というある種の政治的常識を、形式的に共有する存在としての「人民」というイメージが形成されるのである。そして、それが「人民」全体が形式的に共有する概念として定着する時、「マルクス・レーニン主義, 毛沢東思想」を一体のものとして捉えるイメージは、当時の政治的・社会的状況の所産として「人民」が形式上共有する「常識」となったといえる。

これは同時に、このような「常識」の妥当性が、大多数の人々による疑念の対象から外れたことをも意味すると考えられる。その要因としては、このような観念的問題が大多数の人々にとって必ずしも関心の対象とはなり得ないという点に加え、それが政治的、社会的「常識」となった段階で、それに疑念を差し挟むことは様々なリスクを自ら招き、結果的に「人民」というカテゴリからの離脱を、自ら選択するに等しいものとしての性格を帯びるものとなったことを指摘し得る。いわば、「マルクス・レーニン主義, 毛沢東思想」という定式化された概念に異を差し挟む事は、単に自らの政治的、思想的意思表示というレベルを超えた、「常識」に抗する行為であったといえる。かかる事態を回避する方法は、思想的営為に関心を抱かないか、あるいは研鑽を深めつつもその内容を公表しないことだったであろう。いわば、この種の問題に関する発言を避けることが、「人民」というカテゴリからの離脱ないし放逐という結果を招来しないための、無難な選択だったといえる。逆に言えば、敢えて思想的研鑽を深め、それを何からの形で公表するという行為はそれ自体、政治的・社会的「常識」に反するものとしての性格を帯びる事とならざるを得ない。

この点に着目した場合、紅衛兵及び上書者の立場は、1949年以降とりわけ文革期の政治、社会における「常識」としての「マルクス・レーニン主義, 毛沢東思想」という枠組みに敢

えて疑念を差し挟む事によって、思想を軸とした国民統合、あるいは価値観の単一化に正面から抗うものであったといえる。外来思想としてのマルクス・レーニン主義と「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての毛沢東思想を対置させ、前者に正統性を見出した時、彼等は単に後者を批判し「マルクス・レーニン主義，毛沢東思想」を一体とするイメージを拒否しただけでなく、当時の政治的・社会的常識を拒絶したといえる。換言すれば、彼等は思想的営為を通じて政治的・社会的に「非常識」な存在となる事を自ら選択したのである。それが「外来思想」としてのマルクス・レーニン主義に依拠した、「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての毛沢東思想に対する批判という形でなされた時、紅衛兵・造反派と上書者の行為は結果的に、既存の政治・社会秩序及び当時の「常識」に向けられた外来思想の立場からの批判という、「非常識」な行為としての性格を有するに至ったといえよう。

第4章 紅衛兵世代における読書動向について—文化大革命以前を中心に—

はじめに

文革が奪権闘争へと発展した1967年半ば頃から、紅衛兵を中心とする紅衛兵世代の間には文革への失望に起因する一種の厭戦的意識が形成され始めた。その中で、彼等の間には文革から距離を置き個人や小集団での読書に没頭する動きが出現した。いわゆる「地下読書運動」である。特に、「上山下郷運動(1968-1978)」期には、紅衛兵世代の青年グループによる読書サークルが各地に出現した。

「地下読書運動」を可能にした要因の一つは、文革に伴う政治的・社会的混乱の中で各種の書籍が社会に流出したことであった。それらのうち、文革以前には出版制限の対象とされてきた「黄皮書」「灰皮書」と呼ばれる書籍は、成長の過程で革命的理想主義に基づく教育を受けてきた紅衛兵世代の価値観を根底から揺さぶることとなった。彼等はこのような読書経験により、それまでの人生において獲得した知識や価値観を相対化する機会を得ることとなった。それは単に、読書や討論を通じた自らの知的欲求の満足といった次元に留まることなく、自らが受けてきた教育とその価値観を相対化した上で、独自の思索により文革の本質への理解を深化させる試みへと進んだ。そして、彼等の一部はマルクス・レーニン主義の古典への独自の研鑽を通じて、最終的に文革と毛沢東思想を批判するに至った。以上の点から、「地下読書運動」は彼等の思想的覚醒の契機となった現象と位置付けられている。このような立場を取る研究としては米鶴都、宋永毅、徐友漁、印紅標、陳奎徳のものが挙げられる⁽¹⁾。徐友漁と印紅標は1968年以降の「地下読書運動」に関して、紅衛兵世代に影響を

与えた書籍と各地での動向について、具体的事例を挙げ論じている。また、蕭瀟はこれと関連し、紅衛兵世代の思想的变化に影響を与えた「黄皮書」、「白皮書」のリストを示している⁽²⁾。これらの研究は、「地下読書運動」と紅衛兵世代の思想的变化、特に彼等が文革を相対化するに至る経過を分析する上で、興味深い示唆を提示している。一方、葛岩は1970年前後の学校での自らの読書経験に基づき、文革期の学生・生徒による読書運動の背景として、従来注目される事の無かった「青春期の反抗の衝動」という側面に着目する⁽³⁾。葛岩はこれにより、「地下読書運動」の背景に文革への厭戦的意識以外の要因が存在する可能性を提起した。このように、「地下読書運動」に関しては注目すべき研究成果が発表されている。

近年ではそれに加え、文革以前の段階における紅衛兵世代の読書動向についても、回想録や聞き取り等を通じ実情が徐々に明らかになりつつある。それらの内容は、紅衛兵世代が革命的理想主義を主軸とする教育の影響を受ける一方、それとは別に自らの嗜好と意思に基づく読書を行っていた事実を示している。ここからは、彼等が文革以前の段階において、「政治人」という概念に象徴される、単一の価値観・倫理観を基盤とした世代的意識に留まらない、より多様な価値観をも発展させる潜在的条件を持っていた可能性を見出し得ると思われる⁽⁴⁾。だが、この問題に関しては十分な研究がなされているとは言い難い。例えば、徐友漁は元紅衛兵への聞き取りを通じ、紅衛兵世代が文革以前と文革中にそれぞれ外国文学を読んだものの、前者の時期においては学校の教師の監視に怯えながら密かに読書をしていた、という事例を明らかにしたが、それ以上の詳細な検討は行っていない⁽⁵⁾。印紅標の研究も専ら文革期の「地下読書運動」を関心の対象としており、文革以前の紅衛兵世代の読書動向については言及していない。また、日本国内での研究について言えば、吉越弘泰が文革期

の「政治言語」に関する研究において紅衛兵世代が1967年後半以降に「毛沢東政治と言語からの離脱」を始める過程に着目し、そのなかに「[大批判]言語に抗し、それを越えていく可能性」が存在していたとの見方を示している⁽⁶⁾。その反面、文革以前の彼等の意識と読書の関わりについては考察の対象とされていない。

そこで本章では、従来必ずしも注目されていなかったこの問題について、文革以前における書籍の出版動向等を踏まえた上で、紅衛兵世代の回想などに着目しながら考察を試みることにする。具体的には、「黄皮書」「白皮書」に加え、この時期に出版が公認されていた外国文学や哲学書に注目し検討を進める。後述するように、前者はその大半が同時代のソ連・東欧社会主義圏、国際共産主義運動における「修正主義者」の著作や、欧米の書籍であった。これらはその性格上、党・政府・軍高級幹部や専門職従事者のみを対象として出版されており、一般読者がそれらを手にする事は原則上、想定されていなかった。それに対し、「黄皮書」「白皮書」以外の外国文学、哲学作品は一般読者向けに出版されていた。これらの書籍はその内容において性格を異にするものの、いずれも海外の文化や事情に由来する価値観や観点を含む点において、紅衛兵世代に革命的理想主義とは異なる価値観を発展させる可能性を与えうるものであったと考えられる。

ところで、筆者は以前、中華人民共和国成立後の国家建設の過程における共産党政権の目的の一つとして、新国家の政治・社会的価値観の基盤としての「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」という概念の定着と、政権が提示する政治的・社会的理念を新たな「常識」として共有する存在としての「人民」の創出という課題が存在していたと考えた⁽⁷⁾。「人民」の創出がかかる方向性をもって推進される場合、その結果出現する「人民」とは、自らの価

値観を放棄した人々の集合体としての、思想的に単一かつ無機質な政治的存在に他ならない。だが、一方ではこのような動きから密かに距離を置き、自らの内的営為とそれに基づく「内心の自由」を堅持し続ける人々も存在していた⁽⁸⁾。文革期の「地下読書運動」も個人あるいは集団という差こそあるものの、そこに加わった人々が読書という方法により、個人の内面という不可視かつ他者からの物理的干渉が不可能な領域において自由な思索を試みた点で、それと同様の性格を有するものといえよう。であるならば、文革以前の紅衛兵世代の読書動向からは、いかなる性格を見出しうるのであろうか。

本章ではこれらの問題について、文革以前の紅衛兵世代の読書動向に着目した上で検討を試みる。それにより、従来、革命的理想主義と階級闘争を基軸とした教育の影響を強く受けた「政治人」というイメージによって捉えられてきた紅衛兵世代とその意識について、新たな知見を提示することを本章の目的とする。

I 文革以前における書籍の出版動向

1) 文芸政策の目的と書籍の出版

まず、中華人民共和国成立後の書籍の出版動向とその特徴について、確認しておく。徐友漁によれば、共産党政権の成立後、外国文学の翻訳、出版は西洋文学を批判的に継承するという政策の下で系統的に継続された。また、西洋文学の鑑賞に際しては批判的観点を有することが必須とされた。その意図は、西洋の文学作品にみられる「革命的要素」を利用する事にあったという。それらを通じ、政権は外国文学にみられる旧制度・旧文化への叛逆、社会変革への憧憬などの感情を利用し、革命的意識形態の強化を目指した⁽⁹⁾。換言すれば、この

時期における西洋文学の許容は政治的必要性という観点からなされたものであり、個々の文学作品における芸術性への理解、あるいは芸術としての文学に対する尊重に基づくものではなかったのである。

1960年代に入ると、江青らが中心となって、文学・芸術作品や舞台演劇、映画作品等への批判が本格化した。学校教育においては雷鋒(1940-1962:人民解放軍兵士)に象徴される革命的理想主義を体現する人物の事績が、青少年の模範として強調された。また、中国・ソ連両共産党のイデオロギー対立を反映し、西洋文学に加えソヴィエト文学が「修正主義の毒素をまき散らす」ものとして危険視されるに至った⁽¹⁰⁾。

以上の情勢を反映し、外国文学・哲学書の一部は「内部読物」、「黄皮書」、「灰皮書」に分類され、特定の読者のみを対象に出版されることとなった。これらの書籍の出版は1960年代初頭と1970年代初頭の二回にわたって行われた。前者の場合は中ソ論争を反映し、国際共産主義運動における諸思潮や「修正主義」、西側資本主義社会に関する理解を深化させる上で有用と判断された書籍が出版された⁽¹¹⁾。文革以前の段階に、高級幹部を対象に出版された書籍は一〇四一冊にのぼった⁽¹²⁾。印紅標によれば、上記の区分のうち「内部読物」は共産党・各級政府幹部や専門職従事者、あるいは一部の読者のみを対象として出版された。それらは政治的・思想的な影響度を基準として、出版、印刷数や発行範囲、発行方法や管理方法が区分された。「内部読物」には書籍に対する管理のレベルを基準として、「内部参考用」、「内部読物」、「内部発行」、「国内限定」等の種類が存在していた。それらのうち、当局の政治・意識形態と対立する内容の書籍は最も厳格に管理され、発行量も少なく、党・政府高級幹部と慎重な審査を通過した専門職従事者にのみ批判資料ないしは対外闘争用の資料とし

て提供された。「内部読物」には更に表紙の色により「黄皮書」「灰皮書」の区別が存在していた。この二つのカテゴリに含まれる書籍は発行範囲が厳格に制限されていた。「国内限定」とされた書籍は実際には一般読者に開放されていたが、書籍の扱いに関する判定基準は各時期の政治状況に左右された⁽¹³⁾。また、蕭瀟によれば、「黄皮書」は文学関連、「灰皮書」は西側やソ連・東欧諸国の「修正主義者」による政治・法律・文化関連の書籍であった⁽¹⁴⁾。ロデリック・マックファーカーによれば、「灰皮書」とされた書籍には1963年に中国共産党がソ連共産党との公開論争を前に理論担当者用に準備した、新旧「修正主義者」の書籍が四〇冊、含まれていた。それらはカウツキー、バルンシュタイン、グラムシ、トロツキー、ブハーリンに加え、中ソ論争と同時代のソ連、東欧諸国、ユーゴスラビアの理論家の著作であった⁽¹⁵⁾。なお、後者を「白皮書」としている事例も存在するが、呼称が違うのみで分類上同じ性格を有するものと考えてよいであろう⁽¹⁶⁾。

2) 「黄皮書」「白皮書」と外国文学

それでは、上記のカテゴリに含まれる書籍は具体的にいかなるものだったのであろうか。蕭瀟は、文革期の「地下読書運動」において紅衛兵世代の意識変化に影響を及ぼした「灰皮書」「黄皮書」を三五冊、挙げている⁽¹⁷⁾。そのうち約半数は1950年代後半から文革直前にかけて、残りは米中関係が改善へ向い始めた1970年代初頭に出版されたものである。

宋維栻（少将、海南軍区共産党委員会書記、軍区第二政治委員、解放軍政治学院副校長）の長男で、文革初期到北京・清華大学附属中学の紅衛兵組織の初期メンバーであった宋伯林は、文革発動直前の1966年1月から1968年2月下旬まで日記をつけている。宋は1966年

秋以降、何らかの理由で文革への積極的な参加に興味を失ったようであるが、その頃から宋の日記には読書に関する記述が増え始めている⁽¹⁸⁾。その中には、「内部発行」扱いの書籍についてのメモも残されている。それらの内容から、文革以前に「灰皮書」「黄皮書」とされた書籍の種類について部分的にはあるが、垣間見る事が可能と思われる。蕭瀟と宋が取り上げた書籍は、それら全てを包括するものではないが、「内部発行」も含めた文革以前の書籍の出版状況や紅衛兵世代の青少年の読書動向を検討する上で、極めて興味深い事例であるといえよう。そこで、蕭瀟の研究及び宋伯林の日記で取り上げられた書籍から、1966年までに出版された海外関連の「灰皮書」「黄皮書」を抽出し、更に分野と時系列を軸に再配列すると以下ようになる。

国際共産主義運動、ソ連・東欧関係(一一件)：ミロヴァン・ジラス『新しい階級』（北京・世界知識出版社、1957年2月）、アンナ・ルイス・ストロング『スターリン時代』（北京・世界知識出版社、同年4月）、フルシチョフ『完全な軍備撤廃のために：第一四回国連総会における演説（*"World without arms, world without wars"*）』（北京・世界知識出版社、同年10月）、ラザル・ビストラ（音訳）『大戦略家・フルシチョフ』（北京・知識出版社、1963年4月）、トロツキー『スターリン』（北京・三聯書店資料室、同年10月）、アダム・シャフ『人の哲学・マルクス主義と実存主義』（北京・三聯書店、同年11月）、トガ・グナワージナ『フルシチョフ主義』（北京・世界知識出版社、同年11月）、トロツキー『裏切られた革命』（北京・三聯書店資料室、同年12月）、ヴェリコ・ブラホヴィッチ（音訳『ユーゴスラビア共産党綱領と思想闘争の“尖鋭化”』）（北京・三聯書店、1964年2

月)、ロジェ・ガロディ『実存主義、カトリック、マルクス主義における人間観』(北京・三聯書店、1965年8月)。

ソヴィエト文学(六件)：シーモノフ『生者と死者』(北京・作家出版社、1962年12月)、エレンブルグ『我が回想・人間・歳月・生活(一-三巻)』(同出版社、1962-1964年)、『雪解け』(同出版社、1963年)、ソルジェニーツィン『イワン・デニーソヴィッチの一日』(北京・作家出版社、1963年2月)、エフトシェンコ『バビ・ヤール』(同出版社、1963年9月)、ワシーリー・アクショーフ『星の切符』(出版社、出版時期同上)。

近現代世界史関連(五件)：アンドリュー・ターリー『CIAの内幕』(北京・世界知識出版社、1963年)、マチエ『フランス大革命』(北京・商務院書館、1964年7月)、ウィリアム・シャイラー『第三帝国の興亡』(北京・世界知識出版社、1965年12月)、トインビー『歴史の研究』(上海・上海人民出版社、1966年6月)、ロベルト・ユンク『千の太陽よりも明るくー原爆を造った科学者たち』(原子能出版社、1966年)。

欧米近現代文学・哲学(六件)：カミュ『異邦人』(上海・上海文芸出版社、1961年12月)、ジョン・オズボーン『怒りを込めて振り返れ』(北京・中国戯劇出版社、1962年1月)、ジャック・ケルアック『路上(オン・ザ・ロード)』(北京・作家出版社、同年12月)、サリンジャー『ライ麦畑でつかまえて(キャッチャー・イン・ザ・ライ)』(北京・作家出版社、1963年9月)、サルトル『嘔吐』(上海・作家出版社上海編集所、1965年4月)、サミ

ユエル・ベケット『ゴドーを待ちながら』（北京・中国戯劇出版社、同年7月）。

宋伯林の日記にはこれらに加え、「内部出版」ないし「白皮書」「黄皮書」の区別が明示されていない海外関連書籍も含まれている。それらは以下のとおりである。

国際共産主義運動・ロシア革命・ソ連関連(三件)：ジョン・リード『世界を震撼させた十日間』、『ソ連共産党（ボリシェビキ）史』、マルクス、エンゲルス『共産党宣言』。

世界情勢・現代史関連(三件)：キンルマン（音訳）『順川で発見された日記』、作者不詳『ヒトラー』、Elliot,Roosevelt: *As he saw it*。

ロシア文学(一四件)：ゴーコリ『鼻』、ゴーリキー『幼年時代』、『人々の中で』、ツルゲーネフ『ムムー』、『処女地』、『貴族の家』、『不幸な女』、チェルヌイシェフスキー『何をなすべきか』、ドストエフスキー『虐げられた人々』、トルストイ『戦争と平和』、『アンナ・カレーニナ』、『復活』、プレハーノフ『宛名の無い手紙』。

ソヴィエト文学(一九一七年以降、一五件)：アレクセイ・トルストイ『苦悩の中を行く』、エレンブルグ『雪解け』、オブローチェフ『サニコフ、地を発見する』、オストロフスキー『鋼鉄はいかに鍛えられたか』、コチェートフ『州委書記（中国語題名）』、『ジュルビン一家』、シェブリャコワ『マルクスの青年時代』、ストゥジトスキー『黒海宝蔵（中国語題

名)』、パバイエフスキー『金星英雄 (中国語題名)』、ファジェーエフ『若き親衛隊』、ポレヴォイ『真正的人 (中国語題名)』、マキシム・ゴーリキー『私の大学』、『クリム・サムギンの生活』、Y・イリーナ (音訳)『グリヤの道』、ラブレニエフ (音訳) 『四一番目 (中国語題名)』。

アメリカ・ヨーロッパ文学(三三件)： イプセン『人形の家』、ゲーテ『ファウスト』、ロバート・ステューブソン『新アラビア夜話』、ジャック・ロンドン『ひと切れのピフテキ』、『海の狼』、『殺人株式会社』、シェークスピア『ロミオとジュリエット』、『オセロー』、『十二夜』、スタンダール『赤と黒』、セルバンテス『ドン・キホーテ』、ディケンズ『二都物語』、『ピックウィック・クラブ』、バルザック『ラ・ラブイユーズ』、ジュール・ヴェルヌ『地底旅行』、『八十日間世界一周』、『海底二万里』、バイロン『ドン・ファン』、ボッカチオ『デカメロン』、マーク・トウェイン『ノータリン・ウィルソンの悲劇』、モーパッサン『首飾り』、『脂肪の固まり』、『洋服筆筒』、『港』、『生の誘惑 (イヴェット)』、『かんらん畑』、『浮浪者』、『遺産』、『酒樽』、メリメ『カルメン』、ロマン・ロラン『ジャン・クリストフ』、ヴィクトル・ユゴー『93年』、E・L・ヴォイニッチ『牛虻』。

共産党高級幹部の家庭に生まれた秦暁は、自身が文革期の「上山下郷運動」期に自宅から移住先へ持ち出した書籍を挙げている。以下はそれらの一部である。秦の回想においては、それらの出版時期や「黄皮書」「白皮書」の区分は示されていないが、少なくとも文革以前には既に流通していたと判断して差し支えないであろう⁽¹⁹⁾。

アイザック・ドイッチャー『トロツキー伝』、サリンジャー『ライ麦畑でつかまえて(キャッチャー・イン・ザ・ライ)』、シャルロット・ブロンテ『ジェーン・エア』、ショーロホフ『静かなるドン』、ゾラ『ナナ』、ツルゲーネフ『父と子』『貴族の家』『獵人日記』、ロマン・ロラン『ジャン・クリストフ』、チェルヌイシェフスキー『何をなすべきか』、ハイネ『ドイツ・冬物語』、ミロヴァン・ジラス『新しい階級』、ヴィクトル・ユゴー『93年』、作者不詳『この人はバルエフ』。

これらのうち「灰皮書」「黄皮書」に関してはその性格上、一般市民が自由に手にすることは原則上、容易ではなかったと考えられる。その反面、上記の内容からは、少なくとも各分野の専門家が同時代の欧米資本主義社会も含めた世界の文化・芸術、さらには政治動向についての情報から完全に遮断されてはいなかった事実が伺える。

また、宋伯林と秦暁が挙げた書籍から「黄皮書」「灰皮書」を除外した場合、残りの書籍のかなりの部分が一般向けに出版されたものであったと推測できるであろう。ここから、一般市民が比較的自由に触れること可能な外国文学・哲学作品も決して少なくはなかった、という事実が明らかになる。それとの関連で言えば、1950年代末から1960年代初頭にかけては、古書店での書籍販売は国営書店と比較して管理が厳格でなかったため、古書の入手が容易であった⁽²⁰⁾。それらのなかに、1949年以降出版禁止の対象となるか、あるいは「黄皮書」扱いにされたものが含まれていた可能性も、否定できない。このように、一般読者は「黄皮書」等に触れる機会こそ有していなかったが、それ以外の各種の書籍を入手する余地はなお、

残されていたのである。このような状況は、読者が読書を通じて多様な作品とその価値観に触れた上で、自己の内面という他者による物理的な干渉からの自由を確保し得る領域において、自由な思索を行う事をも可能にするものであったといえる。

以上の点を踏まえた場合、個人による読書は、個々の作品とその文学的価値に対する嗜好が、外国文学・哲学を巡る政権側の先述の意図を圧倒する形でなされたと考えるのが自然であろう。また、政権の意図や方針の如何を問わず、読者が最終的にそれと合致した意識形態を共有するに至るかについては、それが個人の価値観という不可視の領域に属する問題である以上、その成否を確認することは事実上、不可能だったはずである。例えば、文革期に造反派組織に参加したある人物は文革以前の青年期に、ディケンズ、モーパッサン、モリエール等の作品を愛読していたが、読書への没頭は、彼が現実社会の様々な問題から距離を置き充実した日々過ごすことを可能にした。この人物はまた、ソ連の現代文学作品『州委書記』が描くソ連共産党の市委員会書記の勤務姿勢と中国の幹部のそれを比較し、後者に批判的意識を抱くに至った⁽²¹⁾。このように、一般市民は政権が文学作品に期待した効果や意図とは無関係に、読書を通じて自らの想像力を自由に駆使することにより、社会的事象を含めた様々な問題に関する独自の見方を、自らの価値観に基づいて密かに発展させたのである。これは、「黄皮書」「灰皮書」あるいは出版が公認された作品という区別に関わりなく、読書という行為の結果として生じうるものであったといえる。この意味から言えば、「黄皮書」「灰皮書」とそれ以外の書籍を区別し、前者の影響のみを警戒することは、外部からの情報流入の制限に関しては一定の効果が期待できる反面、価値観の平均化の試みという観点から見れば、期待された程の効果を発揮し得るものではなかったかもしれない。

文革以前の出版政策は、政治的意図に基づいて読者の意識や価値観を特定の方向に誘導する目的を持ち、かつ情報の制限を伴っていた点において、読者に自由な読書環境をもたらさしめるものではなかった。しかしその一方、外国文学・哲学書籍の出版自体が継続されたことは、その本来の意図とは関わりなく、一般読者が読書により自己の内的営為を深化させるだけでなく、彼等が全世界の文学・哲学愛好者が共有する価値観から決定的に断絶する可能性を、結果的に免れさせたといえる。それにより、個々の読者は独自の内的思索を深化させることが可能になったのである。

II 紅衛兵世代における読書

1) 紅衛兵世代の読書環境

それでは、文革以前の時期におけるこのような出版事情は、紅衛兵世代の青少年の読書活動にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。以下の部分ではこの点に関して、主に学校での事例に着目して見てみたい。

外国文学・哲学を巡る政権の意図に着目すれば、これらの書籍は論理上、その内容が「ブルジョワ的」価値観への批判的要素を含み、かつ革命的意識形態の強化に寄与すると判断される限りにおいて、禁止の対象とはなり得なかったはずである。しかし、実際の状況はそれとは異なっていたようである。徐友漁によれば、文革以前の学校ではクラス担任や各学校の共青团支部書記が学生の読書動向を監視していた。そして、外国小説を愛読し、かつその影響を受けた形跡のある学生を発見した場合には、忠告や警告、批判を行った⁽²²⁾。そのような環境は、徐の聞き取りに応じた元紅衛兵が「(文革以前は) 怯えながら読書をしていた」

と形容するような雰囲気を出現させた⁽²³⁾。この場合、ある学生が読んでいた作品が、政権が資本主義批判の要素を含むと評価していたものであったとしても、批判を免れることは必ずしも容易ではなかった。例えば、ウィリアム・サッカレーの『虚栄の市』は、この種の性格を有する小説と評価されていた⁽²⁴⁾。学校当局がこの事実を把握していたなら、この作品の政治的意義を認めた上で、読書を通じて学生の意識を資本主義への批判という方向へ誘導することも可能だったはずである。だが、文革発動前の1960年代前半、同書を読んでいたある女子学生は、大学当局から「18世紀の古い小説の影響を受け、前途を悲観、失望している」人物との評価を下されるに至った⁽²⁵⁾。いわば、この学生は政権がその教育的意義を高く評価していた作品を読んでいたために、批判を受けたということになる。ここからは、外国文学・哲学を巡る政権の方針を学校当局が実質的に阻害し、かつその背景には外国文学自体を悪と見なす認識が存在していたことが、容易に見て取れるであろう。

その一方、複数の元紅衛兵世代の人々の回想は、この事例が必ずしも文革以前における読書環境の典型として一般化し得るものではないことをも、示している。それらによれば、彼等は幼年期には革命的理想主義を強調する教育を受ける一方、同時にグリムやアンデルセンなどの童話に接することのできる環境も存在していた⁽²⁶⁾。これらの童話は純粋に子供向けの物語として位置付けられたわけではなく、幼少期の子供達に資本主義社会に対する否定的イメージを抱かせる効果が期待されていたようである⁽²⁷⁾。だが、それは本来の意図とは無関係に、幼児期の彼等を世界の優秀な文化との断絶から免れさせた⁽²⁸⁾。その後、学齢期に達した彼等は学校において、革命的理想主義に基づく「人生観教育」や価値観の平均化を目的とした教育を受けることとなった。ただ、その場合でもそのような教育に精神的苦痛

を感じ、学校を「思想が強制され、天性が抑圧され、個性が歪められる」場とみなす学生が現れるのは、不可避であった⁽²⁹⁾。このような感情に直面した時、彼等がそれから距離を置く手段として見出したのは、学校から与えられた書籍ではなく、「魯迅、ドストエフスキー、トルストイ、フォイエルバッハ、ヘーゲル、カント」等の著作から「個人の思想的歩み」を見出し、自らの自由な思考の世界に没入することであった⁽³⁰⁾。

また、彼等は学校から離れた場においては、中国と海外の古典・現代文学、哲学などに触れる機会をも有していた。その内容は多岐にわたり、欧米やソ連の文学作品等に加え、欧米のSF小説や探検小説なども好んで読まれた。例えば、ジュール・ヴェルヌの『神秘の島』『海底二万里』等の作品はこの世代の青少年から一定の支持を得ていた⁽³¹⁾。このような読書は単に文学への愛好に留まらず、「学校では正統な教育を受けていたが、放課後にはモーパッサン、チェーホフ、トルストイ、マーク・トゥエインと魯迅、徐志摩、郁達夫の下に向かった（中略）。校門の外には書籍という自由な小天地があった」という回想に示されるように、学校での革命的理想主義に基づく教育とその価値観を一定程度、相対化し、一度学校から離れればそれらから自由になる方法を、彼等に学ばせることとなった⁽³²⁾。ここに、「政治人」としての特質を具えていたはずの彼等が、一方ではそれに留まらない現実主義的発想、行動様式を身につけていた事実を見出せるであろう。

紅衛兵世代は、学校においては革命的理想主義的価値観に基づく教育を受ける一方、私的な空間での自由な読書により、それとは別の価値観に基づく独自の内的領域を密かに形成する可能性をも、手にしたといえる。

以上の事例をどの程度、一般化し得るかについて議論の余地が存在することは言うまで

もないが、一方でこのような傾向が文革以前の段階で出現していた事実はそれ自体、文革期の彼等の行動の特徴を検討する上で、極めて興味深い示唆を提示しているといえよう。

2) 幹部子弟が果たした役割

紅衛兵世代の読書を巡っては、各学校に在籍していた高級幹部子弟が独自の役割を果たすこととなった⁽³³⁾。彼等は父兄の職責の関係上、「黄皮書」「灰皮書」、各種の「内部文件」への日常的な接触を通じて、「情報特権」を享受することが可能であった⁽³⁴⁾。父兄が子弟の知的関心を高めさせることを目的として、本来は指導幹部を対象に配布された文書を積極的に読ませる事例も、珍しくはなかった⁽³⁵⁾。知的関心の強い子弟にとっては、このような環境は自らの知的欲求を満たすだけでなく、多様な価値観に触れ自由な思索を進めることを可能にしたといえる。彼等はこれらの書籍や文書を通じ、「学校の教師からは聞いたことの無い」社会の負の側面の存在を、文革以前の段階で既に知ることとなった。そして彼等は多様な情報を自らの自由な観点から分析し、それを通じて「新聞報道の選択性と目的性が、余りにも大きいこと」や「様々な事実と観点の存在」を認識するに至った⁽³⁶⁾。彼等はそれにより、学校教育が与える価値観から距離を置き、革命的理想主義とは異なる価値観を、一般家庭の子弟よりも先に身につけ得る条件を手にしたのである。党・政府・軍機関における彼等の父兄の職責や、彼等がその立場上擁護すべき価値観などから考えれば、これは一種のパラドックスであったといえるかもしれない。

高級幹部子弟は自らの「情報特権」を、必ずしも同様の家庭的背景を有する友人間のみで独占した訳ではなかった。彼等のなかには、同級生の間での読書への関心の高まりに呼応す

る形でこれらの書籍を学校へ持ち出したり、友人間での貸借に供する者も現れ始めた。例えば、後に著名な映画監督となった陳凱歌は両親がいずれも共産党員ではなかった。陳は文革が発動された1966年には一四歳の中学生であったが、文革以前の時期に、軍高級幹部を父親に持つ友人からウィリアム・シャイラーの『第三帝国の興亡』やジョン・ガンサーの『アフリカの内幕』等を借りて読んでいた。陳は文革の初期段階においても、この友人を経由しサリンジャーの『ライ麦畑でつかまえて（キャッチャー・イン・ザ・ライ）』や、ジョン・ブレインの『のし上がる余地』等の「内部出版」扱いの書籍に触れていた⁽³⁷⁾。これらの書籍は、文革初期に紅衛兵による「四旧打破」の過程で一部が社会へ流出し、その後の「地下読書運動」およびそれと前後した彼等の思想的覚醒に多大な影響を及ぼすこととなった。たとえば、『第三帝国の興亡』は、紅衛兵が対立派閥と理論闘争を展開する際に資料として用いられた⁽³⁸⁾。「地下読書運動」期には、彼等は同書におけるナチス支配下のドイツに関する記述に、文革の現実との類似性を見出した⁽³⁹⁾。また、『のし上がる余地』と『ライ麦畑でつかまえて（キャッチャー・イン・ザ・ライ）』は紅衛兵世代から幅広い支持を得ていた⁽⁴⁰⁾。紅衛兵世代のなかには、「地下読書運動」においてこれらの書籍に初めて接した者も少なくなかったようであるが、陳凱歌は文革以前の段階でこれらの書籍を、高級幹部子弟との個人的な交友関係を通じて手にしていたのである。陳凱歌の両親が非共産党員であった事実を踏まえれば、陳は本来、幹部子弟と同様の「情報特権」を享受し得る立場にはいなかったはずである⁽⁴¹⁾。だが、彼は政治的・社会的背景を異にする友人との個人的関係を通じて、このような機会を得たのである。ここからは、個人的な交友関係が「情報特権」を部分的にはあが、突破し得る要素の一つとなっていたことが伺える。

そして、それが必ずしも陳のみの特殊な経験ではなかったことは、同様の事例が他にも存在していた事実からも明らかである。文革発動の時点で北京農業大学附属中学に在籍し、1966年11月に「イリン・ティシ」の筆名で林彪（党副主席）批判の公開質問状を発表した劉握中と張立才の回想によれば、文革以前に彼のクラスでは五名ほどの学生を中心に読書と討論を好む気風が形成された。それは高校三年間を通じて続き、彼等自身もその影響を受けた。この過程では、高級幹部子弟の同級生が自宅から「白皮書」を学校に持ち出して友人間での閲覧に供し、学生達はその内容について討論を進めることもあったという⁽⁴²⁾。これらは、徐友漁が元紅衛兵への聞き取りの中で得た、「(文革以前には) 怯えながら読書をした」という証言とは必ずしも一致しない事例である⁽⁴³⁾。また、一連の活動には幹部子弟に加え、様々な家庭的背景を持つ学生が加わっていた。たとえば、劉握中は父親が国共内戦時に台湾へ逃れた「反動軍官」家庭の出身であり、張立才の家族には反右派闘争の際に「右派」として打倒された者がいた。それにも関わらず、張がそれを理由に議論から排除されることは無かったようである⁽⁴⁴⁾。学生達はこうして、名目上は一般市民によるが閲覧が事実上、禁止されているはずの書籍や文書に接し、友人同士で議論する機会を得たのである。

このような場面において、高級幹部子弟が一定の役割を果たした事実は極めて興味深い。彼等が学校へ持ち出した書籍は、一般市民が目にする機会の無いものであっただけでなく、場合によっては党や国家が理想とする価値観と一致しない観念を学生の間に広げる可能性も、有していた。より重要なのは、高級幹部子弟のこのような行動が「情報特権」を有さない一般家庭出身者に、多様な情報や価値観に接した上で、自らの独立した価値観を構築するための条件をもたらし得る点であった。当然、全ての一般家庭出身者が同様の機会を有して

いたわけではなかったであろう。その一方で、彼等の一部は高級幹部子弟との関わりのなかで、学校教育が提示するものとは異なる価値観に接する条件を、文革以前の段階で既に手にしていたのである。この意味において、高級幹部子弟の一連の行動は彼等自身が享受していた、自由な思考と内的営為の深化に有利な環境を一般家庭出身者へと拡大するものであったといえる。この過程において、いわゆる「出身」の良くない学生が必ずしもそこから除外されなかったことは、文革期に「紅五類」派紅衛兵組織の一部が「出身血統主義」を強調した点を踏まえた場合、興味深い事例といえよう。そして、両者がそれらを基に知的交流を進め、更に自らの内的営為により学校教育が提示するものとは異なる価値観の確立に向かった時、高級幹部子弟の行為はその主観的意図とは無関係に、党と国家が理想とする価値観の平均化という試みを事実上、阻害するものとなったのである。ここに、高級幹部子弟が学校での読書において果たした独自の役割が存在していたといえよう。

文革期の「地下読書運動」においては、文革の現実に幻滅した紅衛兵世代の青年達がサロン形式の討論会や勉強会などを密かに結成し、哲学・思想を始めとする多様なテーマに関する討論を繰り広げた。文革以前の学校での学生の動きは、社会の現実への失望という要素が必ずしも強くなかったと思われる点で、それとは異なるものの、後に紅衛兵として活動する事になる青少年が「黄皮書」、「灰皮書」ないし「白皮書」が与える新たな視点に触れ、それらを通じて自らの価値観を発展させる契機となったことは確かであろう。その意味において、文革以前の彼等の行動は「地下読書運動」の予行演習とでもいうべきものであったといえよう。そして、学校内外でこのような動きを事実上リードしたのが、高級幹部子弟だったのである。

3) 学校における読書と討論を可能にしたもの

高級幹部子弟らを中心とする一連の行動は、学校当局にとって必ずしも容認し得るものではなかったことは、想像に難くない。特に、彼等が「灰皮書」「白皮書」など、本来は一般市民から遠ざけられていた書籍を校内に持ち込み、一般家庭出身者を含む学生間で討論を展開していた場合、学校当局がその事実を把握した時点で家庭と連携しそれを阻止することは、困難ではなかったと思われる。

それにも関わらず、高級幹部子弟がこのような行動を校内で半ば公然と行うことが可能になった理由は、何だったのであろうか。ここで、彼等自身の家庭における、これらの書籍や文書の重要性に対する認識に着目する必要がある。例えば、高級幹部を父に持ち、文革以前に中学校に在籍していた劉龍江は、父親の出勤後に「機密」扱いの文書を密かに父親の鞆から取り出し読んでいた⁽⁴⁵⁾。また、前出の秦暁の両親は秦が中学生の頃から、本来はごく少数の高級幹部を対象として刊行されていた『参考資料』を、息子の視野を広げることを目的として積極的に読ませていた⁽⁴⁶⁾。この二つの事例は、文書の管理を巡る家長自身の意識の低さと子弟に対する両親の教育的配慮が、それぞれ子弟がこれらの文書に触れる要因となったことを示している。同様の事例が他にも存在していた可能性については想像に難くないが、ここからは、「内部出版」扱いの書籍や文書の管理に対する高級幹部自身の意識が必ずしも高くなかった事実が読み取れる。であるならば、高級幹部子弟が自宅からこれらを持ち出すのは極めて容易であったと考えてよいであろう。また、前述の秦暁の事例にも見られるように、高級幹部が一般市民の知り得ない情報を自らの子弟に与えた場合、子弟がその

内容を友人間で話題にし、最終的にその内容が社会に流出する可能性は想定し得たはずである。それにも関わらず、高級幹部が子弟に各種の書籍や文書を読ませ、かつ管理を厳密に行わなかったとすれば、それは事実上、それらが子弟の手によって学校や社会に流出する可能性を、家長や父兄自身が黙認するに等しいものであったと言える。

加えて、教員の中には学生の行動を必ずしも監視の対象と見なさず、彼等の知的水準の向上という観点から支持する者が存在していた可能性も、想定し得るかもしれない。一九七〇年に西安の中学校に入学した葛岩によれば、彼は当時、欧米文学を含む多くの文学作品を愛読していたが、読書量と知識の豊富さは学校の教員に好意的に受けとめられた⁽⁴⁷⁾。この回想は本稿が対象とする時期とは異なるものの、学生・生徒の知的水準の向上に対する教員の関心から言えば、同様の事例が文革以前の学校においても存在していた事を想定する事は、必ずしも非現実的とは言えないであろう。少なくとも、教員や学校当局による黙認ないし支持を受けていない状況下において、学生が校内で自主的な読書や一定数のメンバーが参加する私的討論を公然と行うことは不可能だったはずである。このような環境の下で、紅衛兵世代は革命的理想主義と同時に、それに留まらない多様な価値観に触れ、独自の思索を深めていたのである。

おわりに

紅衛兵世代は文革以前の段階において、革命的理想主義を強調する教育を受けつつもそれを絶対化する事なく、一方では「黄皮書」「白皮書」、あるいは出版を公認された外国文学・

哲学書に接する機会をも有していた。このような環境は、彼等が政治的・社会的制限の存在という前提の下で自らの嗜好に基づく自由な読書と内的思索を行い、さらに自らの価値観を発展させる事を可能にした。彼等はそれにより、自己の価値観を確立するのみならず、革命的理想主義を自らの内面において相対化しうる条件をも手にしたといえる。たとえば、彼等のうち「黄皮書」などの「内部出版」書籍に触れる事の出来た者は、文革以前の段階において、革命的理想主義を体現する模範的人物としての雷鋒だけでなく、サリンジャーが描く資本主義社会アメリカの男子高校生ホールデンと、彼に象徴されるアメリカの一七歳の男子高校生という、共に彼等にとって同世代である反面、生活様式や意識形態においては完全に対照的であったはずの人物像に、同時に接する事が出来た⁽⁴⁸⁾。このような機会に恵まれなかった青少年も雷鋒の人生に共感する一方、スタンダールが描く、立身出世を人生の最大の目的とし、その実現のためには手段を選ばないジュリアン・ソレルという、前者とは対照的な人物像とその生き様にも価値を見出していた⁽⁴⁹⁾。この二つの人物像は共に、雷鋒的なそれとは対極的なものである反面、等身大の同世代の行動や内面に関する描写は時代や文化の相違を超え、紅衛兵世代から一定の共感を勝ち取ったといえる。そして、このような人物像は紅衛兵世代が革命的理想主義に基づく人生観を絶対化する事無く、多様な価値観とそれに基づく人生が存在するという事実を認識する上で、一つの材料となり得たのである。

その結果出現したのは、表面的には革命的理想主義を自らの価値観の指針とし毛沢東と共産党に強い共感を抱きつつも、同時にそれとは別個に自身の内面に独自の世界を構築し、それに基づき前者を相対化し得る潜在的価値観を持つ集団であった。無論、紅衛兵世代の全てがそのような価値観を持っていたわけではないが、少なくとも彼等の一部は文革以前の

段階で既に革命的理想主義に基づく価値観から自由になっていたといえる。一九五〇年代以降の出版政策が読者の革命的意識の涵養と、価値観・倫理観の平均化による「人民」の創出を目的としていたと仮定した場合、そのモデルケースとなりうる存在であったはずの紅衛兵世代は、必ずしもそれとは一致しない価値観を身につけるに至ったのである。その意味では、彼等は「政治人」としての世代的特徴を具えつつも、政権が期待した「人民」を全てにおいて体現する存在にはなりきっていなかった、と言えるかも知れない。

それにも関わらず、彼等が文革の発動に伴って示したのは、雷鋒とホールデンあるいはジュリアン・ソレルの双方からそれぞれ、共感し得る要素を見出した世代の行動ではなく、雷鋒的な革命的理想主義のみを絶対視する「政治人」のそれであった。そこには、彼等が文革以前の読書経験において形成し得た、学校教育が強調する理念と自らの嗜好に基づく価値観を共存させるという意識は、もはや存在しなかったように見える。また、毛沢東思想を自身の倫理・行動規範とした彼等の行動は、文革以前に彼等の一部が行った知的営為とは、一致しないものであった。これらに着目するならば、文革以前の読書経験と内的営為は文革という政治的、社会的激動と、おそらくそれによりもたらされたであろう、ある種の高揚感ないし興奮に、一時的にあれ圧倒されてしまった、ということになるであろう。

反面、本稿でも指摘したように、文革以前の教育と読書を巡る紅衛兵世代の姿勢は、この世代が独特の現実主義的感覚を持っていたことをも示していた。そこで、彼等が表面的な行動とは別に、この種の感覚を維持した状態で文革へ参加したと仮定した場合、その行動の背景には「政治人」としての世代的意識や革命的理想主義への共鳴と同時に、それに留まらない現実主義的感覚ないし動機の見出せるのではないか。であるならば、文革以前にお

ける紅衛兵世代の読書と思索の経験は、「人民」ないし「政治人」としての意識形態や行動様式とは別の形で、文革期の彼等の行動に影響を及ぼし得るものへと発展していたといえるであろう。この点に、「政治人」というイメージに留まらない、紅衛兵世代とその価値観の秘められた多様な側面が見えてくるように思われるのである。

第5章 「五十年」「四十年」そして「三十五年」－世界が見た「2016年」

はじめに

中国は2016年、文革の発動と終結からそれぞれ五十年目と四十年目を迎えた。中国現代史における文革の位置付けに着目すれば、この節目の年に中国が何らかの態度表明を行うか、あるいは文革評価を巡る新たな見解を発表することが、中国内外において期待された。しかし、実際には『人民日報』と『環球時報』が文革に関してほぼ同一の内容の文章を発表した以外には、中国の主要メディアは文革五十周年に関して事実上、沈黙を守った。唯一の例外として、雑誌『炎黄春秋』2016年5月第五期が文革関連の論文を五本、掲載したものの直後に当局による回収指示を受け、関連論文全ての削除後に再刊行することを余儀なくされた⁽¹⁾。この事実は、中国国内においては文革を巡る議論には依然として制限が存在することを、国内外に知らしめることとなった。

それに対し、文革五十周年に強い関心を寄せたのが、欧米を中心とする海外と、香港、台湾などの中国本土以外の中華圏のメディアであった。文革五十周年を間近に控えた2015年末頃から、欧米の主要新聞や放送局、ウェブサイトは文革に関する特集を多く組み始めた。その内容は、欧米人を含む文革経験者の回想から「文革とは何であったのか？」という問題に至るまで多岐にわたっており、文革五十周年に対する海外での関心の高さを示すこととなった。福建省汕頭市の文革博物館の閉鎖、大連国際ウォークラリー大会の参加者による、毛沢東の肖像画と文革時のスローガンを掲げての行進、西安での「左派人士」による文革シンポジウムの開催、戚本禹（元中央文革小組組員、2016年4月20日死去）の葬儀の際して

の、中国各地の左派系団体や元造反派組織関係者からの献花や弔問、そして2016年5月16日に北京・石景山福田公墓にある江青(1914-1991)の墓に、一般市民や関係者による献花が行われた事実など、中国のメディアが報じなかった文革五十周年関連の中国国内の動向を報じたのはまさに、欧米を中心とする海外と香港、台湾などの中国本土以外の中華圏のメディアだったのである⁽²⁾。その関心の高さの背景には、文革が同時期の欧米や日本などの社会運動に思想的影響を及ぼしたことに加え、今日の中国において、かつての紅衛兵世代が政治・経済等の分野で指導的役割を担いつつあることも、関係していると見てよいであろう。特に後者に関して言えば、文革期における彼等の経験やその過程で培われた思考、行動様式が今後の中国の政治状況、あるいは国際関係にいかなる影響を及ぼしうるのか、という問題が現実の課題として出現すると思われる。それは、文革という五十年前の中国における政治、社会現象が単に過去の歴史的事象としての枠に留まることなく、現在そして将来の中国及び世界に対しても、中長期的に影響を及ぼし続けるという事に他ならない。ここに、海外のメディアや研究者が文革という過去の現象に着目する理由の一つが存在しているといえよう。加えて、欧米などの海外や香港、台湾のメディアは中国在住の文革研究者の論文や発言を積極的に取り上げた。それにより、彼等は文革研究を巡る制限からの自由を保障された状態で、文革五十周年に関する意見を表明する機会を手にした。こうして、文革という中国国内の出来事についての議論が、中国本国よりも海外において活発になされるという、文革研究に見られるものと同様の状況がメディアにおいても出現したのである。この点から言えば、文革五十周年を巡る論調を検討する材料としては、中国国内よりも欧米などの海外や中国本土以外の中華圏のメディアの方がより興味深く、かつ示唆に富んだものを提示してい

ると評価してよいと考えられる。

ところで、2016年は文革の開始から五十年、終結から四十年の節目の年であると同時に、1981年に開催された中国共産党第十一期六中全会において、文革を「十年の動乱」として全面否定した「党の建国以来の若干の歴史問題に関する決議（以下、歴史決議）」の採択から三十五年目の節目の年でもあった。文革を巡る三つの時間的区切りが同時に訪れたのが、まさに2016年だったのである。毛沢東の死と「四人組」の逮捕により文革が事実上終結したのが1976年である事と、その後の「歴史決議」の採択が五年という時間的間隔をもって行われた、という単純な事実から言えば、このような時間的サイクルは将来にわたり五年間隔で必ず巡ってくるのであり、そこに何らかの重要な意味を見出す事にはある種のナンセンスささえ感じられるかもしれない。その反面、2016年という年の持つ意味に関しては以下のような見方も提起し得るように思われる。「歴史決議」に従えば、中国当局の公式見解としての文革は1966年から1976年までの「十年」である。そして、その「歴史決議」が採択された1981年から今年、即ち2016年までには既に「三十五年」の歳月が流れている。文革が「十年」であるなら、「歴史決議」以降の中国は文革否定という方針をその「3.5倍」の時間、堅持してきたという事になる。三十五年という歳月は過去の歴史的事実に向き合い認識を深化させるための時間としては多くはないが、一方で必ずしも不十分とは言えないであろう。加えて、この三十五年は中国が毛沢東時代の自力更生路線から改革開放路線への転換によって、経済成長等の成果を収めてきた年月とも重なっている。このような時間的経過の中で、中国は今年、文革五十周年を迎えたといえる。その意味において、2016年はまさに「歴史決議」以降の三十五年間、中国がいかに文革に向き合ってきたのか、そして改革

開放政策が文革からの脱却にいかなる効果を及ぼしたのか、が問われる年となったのである。そして、その三十五年分の蓄積を何らかの形で国内外に提示することが、文革五十周年を迎えた中国にとっての「中間報告」として、求められていたといえる。ここに、文革研究における 2016 年という年の意義が存在している。そして、当然のことながら、これは海外メディアにとっても関心の対象となり得る問題であった。

そこで本章ではこれらの問題に関して、文革発動と終結から五十年と四十年、「歴史決議」による文革否定から三十五年目を迎えた中国の動向を巡る海外メディアの報道に着目し、検討を進める。対象としては、欧米を中心とする海外と香港の新聞、雑誌及びウェブサイトにおける文革五十周年関連の記事を取り上げ、この問題に関して特にどのような事柄が関心の対象とされたのかを分析する。本章の題目を踏まえた場合、本来であれば欧米、香港のみならず日本も含めた全世界のメディアを検討対象とする必要があることは言うまでもないが、それら全てを網羅した上で論じることには当然のことながら、限界がある。一方、欧米などの海外および香港のメディアは文革五十周年を控えた 2015 年頃から既に、この問題に関する記事を発表し始めていた。香港における文革への関心の高さについては、歴史的、政治的経緯や文化的背景などから考えれば当然といえるが、欧米のメディアが多くの関連記事を発信した事実は、欧米における文革五十周年についての関心の高さを端的に示しているといえよう。加えて、後者は多くの場合、一連の記事を英語と中国語を用いて発表している。そのため、内容についての検討が比較的容易であると言える。以上の理由から、本章では欧米、香港のメディアにおける文革五十周年関連の報道を中心として、検討を進める。それにより、2016 年の中国を巡る動向を海外メディアの論調という視点から再検討し新た

な知見を提示することを、本章の目的とする。

I 中国メディアと「2016年」

1) 文革五十周年と『人民日報』『環球時報』の動き

『環球時報』は2016年1月から5月の間に、文革に関する記事を三本、発表した。その内訳は「社評」（原文どおり。以下同じ）が二本、署名記事が一本であった。第一回目となった1月25日付の社評は「今年は人々の記憶が活発になる年となる」と予測し、その理由として毛沢東らの死去、唐山大地震の発生から四十周年に当たることに加え、「“文革”の終結から四十周年であると同時に、“文革”が誤って発動されてから五十周年」の節目を迎えることを挙げた。同「社評」は5月に迫った文革五十周年を巡り、文革に関する討論が増加しつつある状況に言及した。そこでは、文革を巡る社会での論争が「文革再評価」派と、文革に関する考察を深化させることを目指す「文革を全面的に顧み、思索を深める」派（原文は「文革全面反思」派）。以下「反思」派）の対立の形をとって展開されている現状に触れた。その上で、一連の論争を「価値のあるもの」とした反面、「もしこれらの討論が党の決議の政治的あるいは思想的目標に背くならば、それは好ましいこととはいえない」として、文革を巡る民間での討論が「歴史決議」から逸脱する形で展開される可能性に対して、事前に釘を刺した^③。第二回目の3月30日付の「社評」はその内容を基本的に引き継ぐと同時に、新たに「文革再評価」派と「反思」派について、前者の主張は「党の“文革”についての評価と衝突するが、その誤りは比較的容易に見破ることが出来る」のに対し、後者は「い

くつかの状況を意図的に混同させている」との批判を展開した。その上で、この二つの立場がいずれも、「歴史決議」における文革評価を「突き崩そうとしている」との見方が示された。3月の「社評」はそれらを踏まえ、「歴史決議」は「全党と全国人民が“文革”について顧み、思索を深めた（原文は「反思」）成果そのものである」として、文革五十周年を控え、文革に関わる「回想と、思索の深化は自然と増加する」との予測を示した。同社評はそれを踏まえ、2016年が文革発動五十周年と終結四十周年に当たる点を考慮すれば、「多くの人が“文革”について論じるのは当然のこと」としつつも、一方で「“文革”についての考察を徹底的に行う”ことを、中国社会にとっての差し迫った課題として誇張する」等の現象に対しては、否定的な見方を示した。そして、「“文革”に関する中国社会の評価は総体的に見て、かなり定着したもの」であり、「それを覆す新たな結論に向かうことは、決してあってはならない」との表現により、前回の「社評」で示された立場が再確認された⁽⁴⁾。換言すれば、この二回の結論には特段の相違は見られなかったのである。

2) 「2016年5月17日午前零時」が意味するもの

そして、文革発動から五十周年を迎えた5月16日が過ぎ、日付が変わった5月17日深夜零時一分、『環球時報』のウェブサイトである『環球網』に、2016年に入ってから三本目の文革関連の記事が登場した⁽⁵⁾。その内容は前の二回とほぼ同じであり、特筆すべきものは事実上、存在していなかったとあってよい。注目すべきは、その発表時間と記事の形式であった。その一分前、5月17日午前零時丁度に、『人民日報』のウェブサイトである『人民網』に文革五十周年に言及する文章が発表されたのである。『環球時報』がまさにその一分後に、

全く同様の方法で記事を公表した事実は、両者が事前に記事の発表方法と形式を慎重に検討し、その上で共同歩調をとったことを如実に示している。加えて、『人民網』に発表されたこの文章は「社説」の形を取らずに発表された。いわば、この文章は形式上、『人民日報』社としての文革五十周年に関する見解としてではなく、それよりも多少、目立たない形で発表されたといえる。また、その一分後に『環球網』に発表された文章もそれまでの二回と異なり、「社評」ではなく署名記事の形式をとっていた。この事実からも、両者が共同歩調をとった可能性が極めて容易に見出せる。

『人民網』の文章は、「歴史決議」における文革否定の正当性と、改革開放政策による経済成長の成果の双方を肯定する観点から、中国の現状について「改革開放の三十数年間、我が国は日毎に強大になり、人民の生活は著しく向上した。社会主義の民主と法制は絶えず健全化され、道は益々広がっている」と述べた上で、このような状況にあって「文革のような誤りが再現されることはないし、けっして許されない」と指摘した。また、「歴史決議」に関しては、「“文化大革命”と“プロレタリア独裁下の継続革命理論”を徹底的に否定し、实事求是の精神に基づいて毛沢東同志の歴史的地位を評価し、毛沢東思想を党の指導思想とすることの偉大な意義を十分に述べた」との評価がなされた⁽⁶⁾。そこには、「歴史決議」以降の当局による方針と異なる、特筆すべき内容は一切、存在しなかったのである。加えて、この文章が『人民日報』という紙媒体ではなくウェブサイト上に、しかも文革五十周年に当たる5月16日を外す形で、5月17日午前零時という、多くの人の目に付くとは考え難い時間帯を選んで発表された事実から、文革五十周年への言及は不可避と考えつつも、一方で文革を巡る読者の関心の高まりを極力、抑制しようと試みる『人民日報』の意図を見出すこ

とは、想像が過ぎるであろうか。

『環球時報』と『人民日報』の文革関連記事が以上のような形式で発表されたことは、結果的に、中国における文革評価の歩みが事実上、「歴史決議」が発表された 1981 年の段階で止まっており、その後の三十五年間にいかなる進歩も見られなかった事実を証明するに等しいものであった。そしてそれは、2016 年の中国の動向を注視していた海外や中国本土以外の中華圏のメディアの論調に、決定的な影響を及ぼすこととなったのである。

II 海外メディアが見た「2016 年」

1) 「バロメーター」としての文革評価

先述のごとく、欧米を中心とする海外および香港のメディアは 2015 年の後半頃から既に、文革五十周年を迎える中国の動きに強い関心を示していた。文革五十周年と「歴史決議」三十五周年という二つの節目が重なった 2016 年に、これらのメディアは「歴史決議」以降の中国による文革への取り組みをいかに評価し、かつ今後の中国の方向性との関わりという点から、いかなる意義を見出したのであろうか。

以下で検討するように、それらに共通する関心事は、半世紀の時を経て現在もなお政治、社会に様々な影響を残し続けている文革という現象に関して、共産党と政府がいかなる総括を行うのか、というものであった。それは同時に、中国当局による文革評価の方向性を今後の中国における政治体制改革の深化のバロメーターと位置付ける視点と、密接に関わっていた。その意味において、2016 年の中国に求められたのは「単純に文革を肯定、あるいは

は否定することではなく、歴史の真相を明らかにし、その原因についての考察を深めること」であった、といえよう⁽⁷⁾。無論、「歴史決議」以降の中国での文革研究の状況等に着目した場合、その可能性が極めて低いであろうことも、容易に推測し得た。それにも関わらず、海外の文革研究者やメディアの間では、中国が文革五十周年に際してこれまでとは異なる、何らかの方向性を打ち出す可能性への期待が高まっていた。例えば、MacFaquhar は「文革は毛沢東以外の誰にも発動できない」現象であるがゆえに、2016年の中国において文革に関する議論が活発化したとしても、それが五十年前と同様の政治、社会状況の再現へと結びつくことはないとの見方を示した。MacFarquar はそれを踏まえ、「共産党は文革五十周年を恐れすぎるべきではない」として、中国当局が積極的に文革に関する議論を展開することを呼びかけた⁽⁸⁾。この種の意識ないし期待感は文革研究者が程度の差こそあれ、共有するものだったのであろう。海外の文革研究者とメディアはこうして、文革五十周年を巡る中国の対応を期待と不安ないし悲観論という、相反する予想が混在した状況で見守ることとなった。

その結果が、『人民網』と『環球時報』による文革五十周年を巡る先述の対応だったのである。海外の文革研究者やメディアにとって、これは必ずしも想定外の状況ではなかったと思われるが、一方でこの問題を巡る彼等の期待値が必ずしも低いものではなかったことを考えれば、彼等が文革五十周年を迎えた中国の姿勢を目の当たりにして強い失望感を抱いたであろうことは、容易に想像できる。それは、『人民網』と『環球網』の上述の動きに関する、「もしこのようなコメントが発表されなければ、現代中国における決定的な時代の一つとなった恐ろしい出来事の記念日は、忘却の闇に追いやられたであろう」という皮肉に満ちた評価に、端的に示されている⁽⁹⁾。こうして、文革50周年を巡る海外の研究者とメディ

アの期待は、2016年5月17日午前零時をもって崩れ去ることとなった。そして、「文革から五十年を経た今日、中国人は文革が残したトラウマの中で生活し続けて」おり、文革終結から四十年という時間的経過にも関わらず「文革は本当の意味では終わっていない。中国は依然として文革の重荷を背負い、今に至るも本当の意味で立ち直ることができていない」とする厳しい評価が、海外メディアから文革五十周年と「歴史決議」三十五周年を迎えた中国へ向けて、下されることとなるのである⁽¹⁰⁾。

2) 共産党と「三十五年」

文革後の指導部は「歴史決議」と改革開放政策によって、文革と決別する姿勢を国内と世界に向けてアピールすることに成功した。しかし、2016年にこの問題を再検討した論者の多くは、「歴史決議」以降の中国による文革への取り組みは極めて消極的であり、決して国内外からの理解を獲得しうるものではなかった、との見方を示した。Brown は中国指導部が「この二、三十年、自らの失敗の非を外部世界に負わせてきた」とした上で、文革に関しては「中国自身の責任」であり「誰のせいにも出来ない」がゆえに、文革五十周年が「中国にとって悪い出来事」となったという、厳しい認識を示す。Brown はその上で、この問題には「中国自身が単独で向き合わなければならない」と指摘する⁽¹¹⁾。文革という重い過去に正面から向き合い、それを克服することは「歴史決議」以降の中国にとっての課題であり、中国自身の主体的努力によって解決すべき問題として存在し続けてきた。それにも関わらず、実際には中国がそれに消極的姿勢を示すのは、文革は「その時代に固有の巨大な群衆運動」という特異な性格である点において「中国の面目を大いに失わせた」ためであり、中国

当局は文革五十周年を前にして「国内外がそれを忘れることを望んでいる」というのが、Brown の見方であった⁽¹²⁾。また、文革に関する議論が国内で活発化した場合、それが「必然的に制度、体制、一党支配を変えたいという願望を引き出す」ことへの懸念も、中国当局による消極的姿勢の一因と位置付けられる。徐友漁はこの問題について、その背景に「文革の真相を明らかにすればするほど、人々が制度に対して疑念を募らせ」、ひいては政治体制全体への再検討へと発展する可能性への当局の不安が存在する、と指摘する⁽¹³⁾。張焯も同様の立場から、共産党が「歴史決議」による文革否定にも関わらず、文革に対する本質的な批判を回避し続けている理由として、共産党体制の特質としての「集権的政治体制」と意識形態が文革期から現在に至るまで実質的に維持されているため、文革と共産党の関わりに徹底的に踏み込んだ上で文革否定を進めた場合、共産党が「統治の基礎を失う」可能性が存在することを挙げる⁽¹⁴⁾。

一方、孫文広は徐友漁らと同様の立場から、文革を通じて実現したのは共産党組織の崩壊ではなく、毛沢東の意志が党中央によって基層まで周知徹底されることによる「一党支配の絶対的権威の確立」であった、との見方を示す。孫によれば、それは文革期のみの一時的現象ではなく、共産党体制の特徴として今日へ受け継がれているという⁽¹⁵⁾。端的に言えば、「歴史決議」以降の中国が「十年の混乱」と位置付ける文革はその本質において、共産党体制に深刻なダメージをもたらした災難ではなく、むしろ今日まで続く権力基盤の全面的強化の契機となった、ということに他ならないであろう。であるならば、共産党は単に文革の被害者であるとは言い難く、一方では文革の受益者としての側面も有していたとの評価も、可能になるのである。それが「歴史決議」における文革評価と相容れないものであることは、

言うまでもない。

当局がこのような評価に反論し、「歴史決議」の正当性を強調することを目指す場合、単に共産党を文革の被害者と位置付けるだけでなく、「歴史決議」以降の指導部が文革の影響を積極的に克服する努力を行ってきたことを、具体的な成果を提示しながらアピールすることが課題となったと考えられる。にも関わらず、「歴史決議」から三十五年を経てなお、『人民日報』と『環球時報』が「歴史決議」の内容を再確認し、それと一致しない立場を「誤り」とする見解以上のものを示す事が出来なかった事実は、徐友漁や孫文広らの評価を逆説的に認めるに等しいものであった。そのように考えれば、徐らの指摘は、「歴史決議」以降の指導部が文革評価を巡って抱え続けた露呈させることとなった、と言えるであろう。

3) 「歴史決議」がもたらした限界

「歴史決議」以降の指導部が、共産党を専ら「十年の動乱」の被害者と位置付ける立場から文革を評価する反面、受益者としての側面への言及を事実上回避し続けることは、「歴史決議」自体の有効性に対する疑義を生じさせるのみならず、文革期における個々の事案や文革全体への評価にも影響を及ぼすこととなる。海外の文革研究者やメディアは、この問題にも関心を向けた。例えば Leese は、「歴史決議」以降の指導部が文革を「十年の動乱」としている点に関して、文革の十年間は「党が最終的には舵をとっていた」時代であったと指摘する。Leese はこのような視点から、文革を「完全に無秩序な時代」とする、「歴史決議」に基づく見方に異議を唱える⁽¹⁶⁾。そこからは、「歴史決議」が文革の受益者としての共産党の立場を認めることを回避したことに対する、Leese の批判的意識を垣間見る事ができる。

また、楊繼繩は、文革期における政治的、社会的混乱が実際には「様々な時期の権力者」による行為の結果であるにも関わらず、実質的な活動期間が「10年のうち、わずか2年間」程度しかなかった造反派の「悪」との関連性において語られることを批判する⁽¹⁷⁾。この事実が曖昧にされることは、文革の全過程を通じて共産党が「無制限の権力を掌握」し、それを背景とした「破壊的な気まぐれ」により「実権派による民衆への迫害が、民衆による実権派への迫害よりも残酷なものとなった」事実が忘れ去られる事へと結びつく⁽¹⁸⁾。それは、「文革初期の劉少奇、鄧小平の積極的態度と役割の重要性」が「林彪、四人組を遙かに超えていた」ことや、「多くの高級幹部も一時期、文革を支持した」という事実が存在していたにも関わらず、それらが文革否定という方針を背景として、曖昧なものとした点にも通じるものであった⁽¹⁹⁾。Buckleyによれば、その結果として出現したのは「かつての当事者が、自らを“被害者”と位置付ける」状況であった⁽²⁰⁾。

Leese らの見解に共通するのは、「歴史決議」以降の共産党が文革の受益者としての性格を曖昧なものとする反面、被害者としての立場を強調することにより、文革に関して本来負うべき責任を回避した、とする見方である。それが「歴史決議」の見解に沿った形での歴史解釈の所産と位置付けられる時、「歴史決議」以降の三十五年間における文革評価は、過去に向き合う事を意図したものとしてではなく、文革以降の指導部が「苦痛に満ちた記憶を埋め、党の暗黒面をカーペットの下に覆い隠す」手段に過ぎないものと見なされることとなる。そして、このような試みはそれ自体、党が「このトラウマ的な出来事の発動についての、いかなる正当化にも失敗した」ことを示す証拠とされるのである⁽²¹⁾。

Ⅲ 一般市民へのまなざし

1) “文革否定”＝一般市民への“謝罪”？

海外の文革研究者やメディアが注目したもう一つの問題は、一般市民と文革の関わりをいかに評価するか、という点であった。その際に一部の論者が深刻視したのは、「歴史決議」が文革に対する政治的結論としての意味を持つ反面、一般市民という存在への眼差しが事実上、欠落している点であった。特に関心の対象となったのは、「歴史決議」による文革否定にも関わらず、当局がその後も一般市民への正式な謝罪や、文革が彼等に及ぼした心理的影響の克服といった試みに着手しなかった事実であった。共産党が1970年代末から、文革の被害者に対する名誉回復を段階的に実施した事実を踏まえれば、このような批判は一面的なもののように見える。彼等はなぜ、文革以降の指導部による上述の取り組みに積極的な意義を見出さないのであろうか。

章立凡は共産党が「歴史決議」において文革を否定した反面、「文革を党の過ちであると認めなかったし、全国の一般市民に対して謝罪することもなかった」と指摘する。章は同時に、党が「過ちは毛沢東、四人組、林彪が原因であり、自らは常に正確であるかのように振る舞った」として、文革に関する自らの責任を回避する党の姿勢と一般市民への謝罪がなされなかったことの間、相関関係が存在すると指摘する⁽²²⁾。Huang も同様の視点から、「歴史決議」以降、共産党と国家が一貫して「苦難の記憶」と「党の暗黒面」に向き合うことに対して消極的姿勢を取り続け、かつ文革の被害者には公式の「補償」や「謝罪」がなされていないと厳しく批判する。Huangによれば、この問題は単に経済的補償の実施という

レベルにおいてのみ認識されるべきものではなく、文革が人々に与えた精神的な傷への「癒し」と密接に関わるものであるという。Huang は、当局が文革被害者に対して行うべき「謝罪」と「補償」を、中国が文革の影響を克服する上で進めるべき「癒し」のプロセスにおける必須の条件と位置付ける視点から、文革の終結から四十年の歳月が経過したにも関わらずこの二つがなされていないことにより、「多くの人々の心の傷がなお、癒されていない」とする⁽²³⁾。両者に共通するのは共産党が文革に関する自らの責任を認めず、かつ一般市民への謝罪をも回避し続けていることへの批判的意識である。そこから生じるのは、当局による文革の被害者への名誉回復の措置に関しても、政治的な意味での復権を実現した反面、被害者の経済的地位の回復や精神的な傷に対する「癒し」の効果を果たし得るものではなかった、とする厳しい評価に他ならない。

こうして、「歴史決議」における文革否定と、文革の被害者に対する名誉回復はいずれも謝罪という要素を欠いているが故に、その意義を否定されるのである。

2) 「被害者」としての一般市民

Planker は文革が一般市民に及ぼした心理的影響について、心理学者としての立場から、中国人が文革から五十年を経過してなお「文革が残したトラウマの中で生活し続けて」いる、と指摘する。Planker はその深刻さについて、ナチス・ドイツによるホロコーストが被害者に及ぼした心理学的影響が「一世代で消えることはなく、三、四世代に影響を及ぼす」との例を挙げ、文革のトラウマもそれと同様の期間、継続すると示唆している。Planker はその原因が「第二次大戦後のドイツやベルリンの壁崩壊後の東欧と異なり、文革を発動した党が、

文革後もなお中国を統治し続けている」ことにある、とした上で、文革以降の中国人の心理を、東西冷戦期の東欧社会に存在した心理的現象としての「内心の全体主義的客体(*internal totalitarian object*)」という概念を用いて、説明する。それによれば、その特徴は「自らの内心を威嚇する全体主義的勢力に対する心理的服従」という感覚にあるという。それは例えば、学術的分野においてある種の歴史的、社会的問題を巡る自由な発想や意見の表明を、心理的に規制するだけでなく、このような問題についての議論を無意識に回避する姿勢へと結びつく。Plunker は、現在の中国には文革を巡ってこれと非常に類似した現象が存在する、と指摘している⁽²⁴⁾。それにより出現するものは、文革の終結から既に四十年という歳月が経過したにも関わらず、「被害者の心が恐怖で満たされ続ける」状況に他ならない⁽²⁵⁾。

以上のような見方に立つ場合、中国人は文革の終結から四十年を経てなお「文革の重荷を背負い続け」、「民族全体の人格と心理面における昇華」を実現できないままに「文革の牢獄に繋がれ続けている」存在として理解されることとなる⁽²⁶⁾。そして、彼等は権力者による恣意的行為について然るべき「謝罪」も「補償」も受けられないまま、三世代にも及ぶと想定されるトラウマを一方的に背負わされた存在として、描かれることとなるのである。それは、本来は平穏な生活を送っていたにも関わらず文革によって人生を破壊され、かつ「歴史決議」以降の当局による事実上の責任回避の結果として、精神的な傷を一生背負い続けることを余儀なくされた、無辜の被害者の姿に他ならない。そして、彼等はそれゆえに同情と共感の対象と位置付けられるのである。

3) 「集団責任」という視点

その一方、一般市民を政治指導者による恣意的な政治運動の被害者と位置付け、共感の対象とする見方がある種、性善説的であり、彼等の内部に存在していたはずの利害関係等の複雑な側面を度外視している感も否めない。

それに対して、一般市民と文革の関わりをより冷静に捉える立場からは、一般市民は権力者と同様、文革を巡って様々なレベルで責任を負うべき存在と見なされる。ハンナ・アレントは「集団責任」の概念について説明した際、「自分がしていないことにたいしても、責任を負うこと」をその特徴と位置付けた。アレントは集団責任が問われる条件として、「わたしは自分が実行していないことについて責任を問われること」、「わたしが責任を負うべき理由は、集団（組織）に所属していることであり、わたしの自発的行為ではこの集団から離脱できないこと」の二点を挙げる。そして、この種の責任は「つねに政治的なもの」であり、「共同体の全体が、どの成員の実行した行為にたいしても責任を負うような古い形の責任であることも、共同体の名において実行されたことにたいして、共同体が責任を問われることもある」と指摘する⁽²⁷⁾。

文革期の一般市民の行動をアレントのこの観点に基づいて解釈した場合、ここで責任を問われるのは具体的行為によって文革に関わった個人であると同時に、文革期に毛沢東に対する個人崇拜に参加した「絶対多数の中国人」ということになるであろう。彼等はこの行動ゆえに、全ての責任を免れることのできる存在ではあり得ず、「程度の差こそあれ、文革の暴虐に責任がある」存在と見なされるのである⁽²⁸⁾。そこには、先述の Huang らが示した、被害者としての一般市民に対する共感といった感情は、存在しない。一般市民による文革への関与が文革期の特殊な政治、社会状況と、それに起因する独特な政治的、社会的圧力を背

景としてなされた点を考慮すれば、このような批判は多少、厳しく感じられる。しかし、それが「積極的に、“自覚”的に自らの独立精神を切り落とし、創造力をもって他人を討伐し、自らに対しては尊厳を捨てた“闘私批修”を行った」結果として評価される時、彼等は文革期の自らの行動に向き合うだけでなく、責任を負うことを余儀なくされるのである⁽²⁹⁾。たとえば、MacFarquhar は同様の視点から、文革が今後とも中国人にとって重要な問題であり続けるとする。MacFauquar がその理由として挙げるのは、文革期における暴力行為が毛沢東の直接的な指示に基づくものではなく、「誰も直接的な指示を下していない状況下」において行われ、かつ当時の中国人が「同胞に対して極めて残忍であった」点である⁽³⁰⁾。Tsang も同様に、極端な暴力行為が是認され持続される雰囲気を生み出したのは毛沢東であるとしつつも、実際の行為は毛の指示を根拠としてなされたものではなかったとして、暴力行為の直接的な責任は参加者としての一般市民にあると示唆する⁽³¹⁾。これにより、彼等の行為は毛沢東の指示に対する無条件の服従に基づくものではなく、一定程度の主体性をもって行われたものとみなされるのである。その論理的帰結として導き出されるものは彼等の責任を巡る問いかけ、換言すれば、一般市民が文革の当事者として自らの責任を直視することへの促しに他ならない。

アレントはナチス・ドイツの犯罪的行為を巡り、「一般的な形で道徳的に非難しようとする際に忘れてはならないのは、真の道徳的な問題が発生したのはナチス党員の行動によって」ではなく、「いかなる信念もなく、ただ当時の体制に「同調した」だけの人々の行動によって、真の道徳的な問題が発生したことを見逃すべきではない」として、ある時代の特殊な政治的、社会的雰囲気を一般市民の反道徳的行動への免罪符とすることに、否定的な見方

を示す⁽³²⁾。これを文革期の一般市民の行動及び「積極的に、“自覚“的に自らの独立精神を切り落とした」彼等の精神構造と対比した場合、彼等が一連の行為の原因を当時の特殊な雰囲気求め、それを根拠に自らの道徳的責任を回避することは、著しく困難になると考えられる⁽³³⁾。加えて、「自分自身がしていないことにたいしても、責任を負う」という「集団責任」の特徴ゆえに、「事実がどれほど振り返りに堪えないものであるとしても、文革を経験した中国人は自分の行為を回避すべきではないし、若い世代も前世代の恥辱から教訓を汲み取る」ことが求められることとなる⁽³⁴⁾。こうして、文革を巡る責任は個々の当事者のみならず、全ての中国人にとっての「集団責任」としての性格を帯びるに至るのである。そして、一般市民が文革を自らも担うべき「集団責任」として理解し思いを致す時、そこから生じるのは「現代政治文明と人類の天性に対する追求」であり、現代中国が抱える諸問題を「文革を全面的に振り返ることなく、その政治的遺産を取り除かなかったこと」との関係から理解した上で、文革期の「極左的」行為と同様のものが「再度繰り返されるべきでない」、とする認識であろう⁽³⁵⁾。それに基づいて文革に向き合う時、中国人は文革の責任を特定の個人に転嫁するのではなく一人一人が背負い、かつ文革が残したトラウマの克服へ向けて一歩を踏み出すことになるのである。ここに、中国人が文革を自らが負うべき「集団責任」と認識することの意義が存在している。

IV 一般市民にとっての「三十五年」

では、そのような立場から見た場合、「歴史決議」以降の中国人とくに一般市民による文

革への取り組みは、いかなる性格を有するものとして評価されるのであろうか。端的に言えば、それは文革を自らの「集団責任」と捉えて真摯に向き合い、その克服を目指すという方向性とは全く異なるものと見なすものである。羅瑞卿（元総参謀長：1906-1978）の次男である羅宇は、「歴史決議」が「根本的に文革を否定しなかった」ことに加え、文革中の行為によって処罰の対象とされた人々が「ごく少数であり、絶対多数は法律による処罰の埒外に置かれた」ことは、単に個々の事案に対する法的判断を事実上先送りにしただけでなく、中国人が全体として「自らの誤りを反省しない」状況を出現させた、と厳しく批判する⁽³⁶⁾。また、Baldursson は、中国において文革に関する議論は一般的であるとしつつも、それがインターネット上に限定されたものにすぎないと述べる。Baldursson によれば、大多数の一般の中国人にとって文革はヨーロッパ人にとっての第二次世界大戦と同様に「歴史」にすぎず、「本当に意味のあることではない」のである⁽³⁷⁾。張麗佳も同様の見方から、中国人の歴史認識における特徴として「過去の悲劇に対処する最良の方法は、それを忘れて進むこと」を挙げる。張はさらに、「非民主的社会」においては「公式評価を受動的に受け入れる」人々が存在するため、当局と彼等の間には文革への認識についての「いかなる相違も生じない」と指摘する⁽³⁸⁾。一般市民はこれにより、自らの主体的意志によって文革に向き合うことを放棄するだけでなく、本来は自らの思考の結果に属さないはずの公式見解を受動的に受け入れることにより、自己の思考と他者のそれとの境界線を極めて曖昧なものとするのである。それは、文革評価における主体的思考の放棄とそれに基づく独自の認識の消滅に他ならない。そこに文革を自らの「集団責任」と捉える意識が形成されることは、容易ではないであろう。

それに加え、改革開放政策の進展による経済的、社会的発展についても、一般市民による文革への関心を低下される一因となったとの見方が提示される。それによれば、改革開放政策は中国人の生活水準の向上をもたらし、現実生活に対する人々の関心を高めた反面、相対的に文革への関心を低下させる効果をもたらした、という。Macfarquhar は、文革から五十年の時を経た現在、中国人にとっての関心事は「改革開放政策がもたらした恩恵を吸収する」ことであるとして、中国人は「文革を完全に忘れたわけではないかもしれないが、彼等にとっては一番重要なことではない」との見方を示す⁽³⁹⁾。Brennan は同様の観点から、改革開放政策が中国に「かつてない繁栄をもたらした」反面、「人々の関心は過去の悲劇から未来の希望に満ちた見通しへと移った」とする⁽⁴⁰⁾。そこには、「恣意的な権力から身を守るため、ビジネスに力を注ぐ」ことにより相対的に政治から距離を置くという、文革を経験した世代の処世術としての側面も、存在しているであろう⁽⁴¹⁾。いずれにせよ、一般市民が現実生活への関心を強めた結果として出現したのは、文革が中国人に「故意に都合良く忘れ去られる」状況であった⁽⁴²⁾。それは中国人の「集団責任」としての文革の意味を薄れさせるのみならず、文革の問題に取り組む中国人研究者と一般市民の間に、「文革に対する関心と、文革の記憶のレベルについてのずれ」をも出現させた⁽⁴³⁾。そして、文革終結から四十年という歳月を経て、人々は文革を「過ぎたこと」と見なすに至った⁴⁴⁾。「歴史決議」と並ぶ文革否定の両輪の一つとしての改革開放政策が「民衆の福祉」を第一目的としたものではなく、その実質的意図が共産党体制の堅持、さらには文革の発動者としての毛沢東の「歴史的地位を守る」ことにあった、とする見方に立てば、文革に対する一般市民の関心の低下はその成功の最大の証といえるかもしれない⁽⁴⁵⁾。

以上の議論から、「歴史決議」以降の三十五年間、中国人が全体として文革を自ら向き合うべき過去として捉えず、あたかも他人事のように責任を回避し続けた、とする評価がなされることとなる。それは、中国人全体の文革への“無関心”と、文革について負うべき「集団責任」を回避するかの如き姿勢へ向けられた、外部からの批判に他ならない。そして、それ文革否定の両輪の一つとしての改革開放政策による経済的、社会的発展との関連から論じられる時、中国人のこのような姿勢は、現実生活への関心と引き換えに過去を忘却した結果として生じたものと見なされるのである。

おわりに

文革発動と終結からそれぞれ五十年と四十年、「歴史決議」による文革全面否定から三十五年を迎えた中国の動向についての海外メディアの論調は、全体的に好意的とは言い難いものであった。本章で指摘したように、その要因となったのは、「歴史決議」以降の三十五年間、共産党が政治的結論としては文革を否定しつつも、一方では文革に関する議論の深化が政治体制改革を巡る議論へと発展することを警戒し、文革の発動に関して自らの責任を認めなかったことへの、批判的見方であった。また、共産党が一般市民への謝罪を行わなかった結果、彼等が文革によって受けたと考えられるトラウマに対して、今日に至るまで「癒し」がなされていないことも、海外メディアが厳しい視線を向ける一因となった。

その一方、一般市民についても、文革に関して「集団責任」を負うべき存在であるにもかかわらず、それを回避したとする見方が示された。そして、それが文革否定の両輪の一つとしての改革開放政策との関連において論じられる時、海外メディア自身も「中国の生活水準

の向上が政治システムの変化の契機となる」という、欧米を中心に存在していた予測が「誤りであった」という事実と向き合うことを、余儀なくされた⁽⁴⁶⁾。こうして、「歴史決議」以降の中国に国外から向けられたある種の楽観的認識は、皮肉にも文革五十周年と「歴史決議」三十五周年という節目の年に、再考を促されることとなったのである。

第6章 21世紀中国のインターネット空間における文化大革命再評価論の展開

—二つの「歴史決議」との関連において—

はじめに

1) 共産党創設百周年と三回目の「歴史決議」

中国共産党は2021年7月、創設百周年を迎えた。北京をはじめとする中国全土ではこの節目の年を記念する祝賀行事が、盛大に開催された。

ところで、2021年は共産党創設百周年と同様、中国現代史にとって重要な意味を持つもう一つの出来事に関わる節目の年でもあった。それが、共産党が文革を正式に「誤り」とした、中国共産党第十一期六中全会（1981年6月）の「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」（「歴史決議」）の採択である。「歴史決議」は、文革を「指導者が誤って発動し、反革命集団に利用され、党と国家、各族人民に重大な災難をもたらした内乱」として全面否定した。また、同年1月には、1980年11月から行われていた「四人組」裁判が終了し、江青(1914-1991)らが死刑を含む判決を受けた。この二つの出来事により、文革は公式に否定されることとなった。そして、「歴史決議」はその後一貫して、文革についての公式見解としての存在感を保ち続けてきた。文革を「十年の動乱」とする評価はこの四十年を通じて、中国における「常識」として定着したかの感がある。2020年代に入った今日も、中国政府は文革に関して、「毛沢東が“文化大革命”を発動した主要な論点はマルクス・レーニン主義と合致せず、中国の現実とも合致しなかったことを証明している」との立場を公式的には堅持している⁽¹⁾。

その一方、1990年代以降の経済成長の過程で社会における経済的格差等の問題が深刻化すると、それに対する反発から文革時代への懐旧の念と文革再評価の動きが様々な形で出現し始めた。重慶市共産党委員会書記であった薄熙来が在任中に重慶で展開した、毛沢東時代の歌曲等を歌う大衆運動としての「唱紅」運動は、その典型的な例である。薄がいわゆる「重慶事件」(2012年)で失脚し、その後2012年末に習近平による新たな共産党、国家指導部が成立すると、後述する習指導部と文革との親和性とも相まって、その動きが加速されるに至った。

そして2021年6月、中国は共産党創立百周年を前に、「四人組裁判」の終了と「歴史決議」の採択から四十周年の節目の年を迎えた。だが、7月の党創設百周年関連行事の盛大さとは対照的に、「歴史決議」に関して中国政府や共産党からは少なくとも公式的には何らの動きも示されなかった。それはあたかも、「歴史決議」への言及が文革の記憶を人々の間に蘇らせ、ひいては党創設百周年という世紀のイベントに水を差すのを避けるかのごとき姿勢であったといえる。こうして、「歴史決議」四十周年という節目は共産党創設百周年の影に隠され、ほぼ注目されることのないまま過ぎ去ったのである。

しかし、忘れかけられていた感のある「歴史決議」はその後、形を変えて注目を集めることとなった。本書の執筆が終盤に入った2021年11月11日、中国共産党第十九期六中全会において、共産党にとって三回目の「歴史決議」となる「中国共産党中央の党の百年の奮闘の重大な成就と歴史的経験に関する決議（中共中央關於党的百年奮闘重大成就和歴史經驗的決議）」(以下「第三回歴史決議」)が採択された。事実のみに着目すれば、文革を否定した二回目の「歴史決議」(以下「第二回歴史決議」)の採択から四十周年目にあたる6月には

それについては何らの言及もしない一方、あえてその年にぶつける形で新たな「歴史決議」が採択されたことになるが、この経緯から、「第二回歴史決議」に対する習近平指導部の認識を見出そうとすることは、深読みが過ぎるであろうか。

ところで、毛沢東と鄧小平による二回の「歴史決議」、特に「第二回歴史決議」が「文革で苦しんだ国民の願いに応じたもので、さほど宣伝しなくても広まる土壌があった」のに対して、「第三回歴史決議」の発表については「国民には唐突に受け止められている」との評価が採択間もない段階で見られた^②。このように、この時期に習近平指導部の「歴史認識」が発表されることの必然性を合理的に説明することは、決して容易ではない。一方で、この一見唐突な「第三回歴史決議」の採択は付け焼刃的なものではなく、数年前から慎重に準備されたものであったと考えられる。それを如実に示すのが、2021年2月における『中国共産党簡史』（以下『簡史』）の出版であった。

『簡史』は、「党中央の計画に照らし合わせ、全党が党史学習教育を展開する事と歩調を合わせるために編集された、党史の簡単な読み物」であり、「原稿の編集、作成過程では中央の指導者同志がたびたび、起草と修正作業について明確な要求を提起し、中央組織部などの中央関係部門と科学研究部門が大いに支持、協力」した、とされている^③。2021年が中国共産党創設百周年という節目の年である事を考えれば、同書は習近平指導部成立以降の中国における公式の中国共産党史であり、個々の記述はその問題に関する共産党の現時点での公式見解に準ずるものと見なして差支えないであろう。この点からいえば、『簡史』における文革を巡る記述は、習近平指導部による文革認識と文革評価そのものといっても過言ではあるまい。

『簡史』は文革について、「歴史決議」の文言を引用する形で「いかなる意味における革命でも社会進歩でもなく、指導者が誤って発動し、反革命集団に利用され、党、国家と各民族人民に重大な災難をもたらした内乱」とする⁽⁴⁾。しかし、それが必ずしも同書の文革評価の基調を成す評価とは言い難いものであることは、「第二回歴史決議」の引用が上述の一か所しか存在しないことに加え、それ以外の部分では「新中国の成立から“文化大革命”の終了までは、わが党が人民を指導し艱難辛苦のなかで社会主義革命と建設の道を探索した歴史的時期」とする評価が示されていること、さらには文革期における外交、工業などの「成果」に関する記述が五頁にわたりなされている点からも、容易に窺い知ることができるであろう⁽⁵⁾。その上で『簡史』は、文革全体を「重大な曲折を経たものの、独創的な理論的成果と成就を獲得した」時期と位置付けるのである⁽⁶⁾。この評価は、『簡史』の編集過程における「中央の指導者同志の要求」を反映したものと見なしうるが、ここには文革を「十年の内乱」として断罪した「第二回歴史決議」との連続性は事実上、存在しないといってよい。反面、同書が「第二回歴史決議」における文革評価をたとえ一か所であれ引用した事実からは、「指導者同志の要求」に基づく上述の記述を、文革を巡る共産党の新たな評価として打ち出し得る条件が現状においてなお整っていないか、少なくとも党内でのコンセンサスを得るには程遠い状況にあることが、逆説的に窺えるであろう。それが『簡史』という、本来であれば文革に関する共産党の公式的な立場を明確に示すことが求められるはずの書籍を通じ、図らずも露呈したことにより、「第二回歴史決議」以降の文革評価の是非をめぐる「揺らぎ」とでもいうべきものが共産党内に存在していることが、「第二回歴史決議」四十周年という節目の年に明らかになったのである。

そして、「第三回歴史決議」における文革評価は、このような「揺らぎ」の存在をより明確に示すこととなった。「第三回歴史決議」はその冒頭において、「1945年の党の六期七中全会の『党の若干の歴史問題に関する決議』と1981年の党の『建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議』の「基本的な論述と結論は今なお適用されている」として、同決議をそれ以前の二回の「歴史決議」を継承するものと位置付けた。これが単に三つの「歴史決議」の性格における基本的な連続性の表明という域に留まるものではないことは、同決議が事実上、「第二回歴史決議」の「結論」を前提として成り立っているものと位置付けられた点にも、示されていた。換言すれば、「第三回歴史決議」が「第二回歴史決議」そのものの修正を目的としたものでないことが、これによって確認されたのである。

当然、文革評価もその例外ではなかった。「第三回歴史決議」は文革の発動に関して、「毛沢東同志は当時の我が国の階級面での形勢および党と国家の政治状況に対して完全に誤った見方をし、“文化大革命”を発動し指導した。林彪、江青の二つの反革命集団は毛沢東同志の誤りを利用し、国家と人民に災いをもたらす多くの罪悪に満ちた活動を行い、十年の内乱を醸成し、党、国家、人民に新中国成立以来最も深刻な挫折と損失をもたらした。その教訓は極めて痛ましいものである」との評価を行った。その上で、「第二回歴史決議」について、「党は“文化大革命”を徹底的に否定する重大な政策決定を行った。四十年来、党はこの全体会議が確立した路線と方針、政策を終始堅持してきた」として文革否定の正当性を確認するとともに、「第三回歴史決議」においてもその有効性に変化がないとの立場を示した⁽⁷⁾。

この内容を『簡史』における文革評価と比較した場合、両者の間に存在する方向性の相違

が明らかになるであろう。具体的に言えば、両者はいずれも文革否定という「第二回歴史決議」を継承する立場をとりつつも、『簡史』は「中央の指導者同志の要求」を反映する形で事実上その修正を試みたのに対し、「第三回歴史決議」は「第二回歴史決議」の内容を踏襲するかたちで、その「有効性」を再度確認したのである。

その一方で、文革を「独創的な理論的成果と成就を獲得した」時期とする『簡史』の文言が「第三回歴史決議」に登場することは、なかった。同様に、『簡史』においては5頁相当を割いて述べられた文革の「成果」、さらには文革を「独創的な理論的成果と成就」を獲得した時期とする認識に関しても、「第三回歴史決議」においては全く触れられることはなかった。換言すれば、『簡史』における文革再評価論とでもいうべき内容は、「第三回歴史決議」には一切、反映されなかったのである。『簡史』がその起草、編集過程における「中央の指導者同志」や中央の各部門の積極的なかわりを前面に押し出していた点に着目した場合、その内容は事実上、中華人民共和国成立以降の歴史に関する習近平指導部の公式見解そのものであると見てよい。少なくとも、習指導部にとってはその内容について消極的な姿勢を示すべき理由は存在しないであろう。それにも関わらず、「第三回歴史決議」に『簡史』の内容、とくに文革を巡る文言が全く盛り込まれず、むしろそれと一致するとは言い難い「第二回歴史決議」の文革評価が再度、その有効性ととも確認された事実はそれ自体、受け手の側に奇異な印象を与えるに余りあるものであったといえる。

そして、これが単なる印象論という域に留まり得る問題ではありえないことは、『簡史』と「第三回歴史決議」がいずれも共産党による公式見解、あるいは事実上それに準ずるものである点を想起すれば、容易に明らかになるであろう。両者の性格を踏まえた場合、文革を

巡る記述は当然、一致することが前提となるはずである。しかし、『簡史』と「第三回歴史決議」における文革評価は、明らかにそれとは異なるものであった。端的に言えば、ともに公式見解であるはずの両者が、文革に関して異なる評価を示す状況が出現したのである。いわば、内容や方向性において一致しているとは言い難い「二つの」文革評価が、いずれも公式見解として提示されたに等しい状況が、「第三回歴史決議」の採択により出現したといえよう。『簡史』の出版時期とその内容を踏まえた場合、『簡史』における文革評価が「第三回歴史決議」の文革評価の雛形と位置づけられていたであろうことは、容易に想定できる。しかし、実際にはそれが実現せず、かつ「第三回歴史決議」が「第二回歴史決議」の文革評価を引き継ぐに及び、『簡史』が本来果たすことを想定されていたであろう役割は、失われたといえる。それにも関わらず、『簡史』における文革評価が共産党の公式見解に準ずるものとしての性格を持ち続けるに及び、「二つの」文革評価が併存する状況が現実のものとなったのである。

このような点からいえば、共産党創設百周年を記念した『簡史』の出版と、習近平指導部による「第三回歴史決議」の採択は結果的に、「第二回歴史決議」による文革全面否定から四十周年を迎えた中国にとって、文革評価が依然として難題として存在し続けていることを示すこととなったといえる。そして、『簡史』と「第三回歴史決議」を巡る問題からは、21世紀の中国における文革評価が「第二回歴史決議」以降の文革否定論と、それとは逆の方向性との間での「揺らぎ」のなかにあることを、窺い知ることができるのである。同様に、そこからは四十年前の「歴史決議」の影響からの脱皮を図りつつも、実際にはそれをなし得ない習近平指導部の、文革評価を巡る「揺らぎ」をも垣間見ることが出来るであろう。『簡

史』と「第三回歴史決議」を巡る動きはその意味で、習近平指導部にとって文革が「過去」の「歴史」とはなっていないことを、端的に示すものであるといえよう。

2) 「新左派」と文革再評価論

それに対し、このような「揺らぎ」に左右されず、事実上「第二回歴史決議」及びそれ以降の文革評価から一貫して距離を置くかたちで文革再評価論を展開するのが、いわゆる「新左派」と呼ばれる知識人等である。既に指摘されているように、「新左派」の主張の特徴としては、1990年代以降の経済発展の過程で生じた経済的、社会的格差の顕在化等の諸問題の根源を「改革開放政策」に見出すと共に、毛沢東時代の計画経済および公有制への回帰により、それらの問題の解決を目指す点が挙げられる。それは、両者を“中国社会に格差を出現させ、かつそれを拡大し続ける改革開放政策”と、“公有制に基づく平等な社会が実現されていた毛沢東時代”という極めて単純化された図式に区分した上で、後者を無条件に称賛する姿勢に他ならない。そして、そこには21世紀の中国における諸問題への有効な処方箋となり得る提言は事実上、存在しない。この点において、「新左派」の主張は経済的、社会的格差の是正が必ずしも進んでいない現状への憤りと、それと表裏一体の関係を成す懐旧的感情の域を超えるものではないといえる。その延長線上において展開される彼等の文革再評価論もその論理的帰結として、同様の意図と方向性によって展開されることとなる。その結果、その内容は文革期における諸事象への客観的な再検討や批判的検証を伴わない、多分に主観的な性格を有するものになると考えられるのである。

「新左派」による文革再評価論がこのような性格を有するものであるならば、2021年に

「第二回歴史決議」から四十周年という節目と「第三回歴史決議」の採択が重なったという点を除けば、それを再検討することには積極的な意義は存在しないように見える。しかし、昨今の中国における文革再評価論は、先述した経済的・社会的格差への不満や習近平指導部と文革との親和性という背景に加え、近年の国際社会における中国の影響力の拡大と連動する形で、愛国主義的意識との融合という新たな形態をとって展開しはじめている。それらに内在する論理からは「新左派」の文革再評価論の特質のみならず、今後の中国社会の在り方を考える上での貴重な示唆を見出し得るであろう。ここに、21世紀の中国における文革再評価論について考察することの意義が存在している。

3) 「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論を巡って

現在の中国での「新左派」による文革再評価論は、その性格に応じて二つに分類することが可能と考えられる。第一は、知識人を中心とした、中国革命とモダニティとの関連においての文革再評価の試みである。その代表的な論者としては汪暉が挙げられる⁽⁸⁾。第二は、前者に加え共産党、政府幹部の間に出現した、「第二回歴史決議」以降の文革評価自体の妥当性に対する疑義を起点とし、事実上その否定を目指す動きである。本章ではこの立場に立つ人々を便宜上、「反第二回歴史決議系新左派」と呼ぶこととする。

これらのうち前者に関しては、石井知章、宇野木洋の論考が存在する⁽⁹⁾。また、後者すなわち「反第二回歴史決議系新左派」については、張博樹が21世紀の中国の知識人に関する論考において「左派」と「毛左派」、すなわち毛沢東時代と文革への強い共感を有する知識人の事例を取り上げ、論じている⁽¹⁰⁾。また、銭理群[2012]と裴毅然[2015]は共産党内の古

参幹部における文革回帰的思考に言及した際に、このような人々を共産党内「極左派」と位置付けている⁽¹¹⁾。ただ、彼等の言説とくに文革再評価を巡る論理そのものを検討対象とした論考は現在のところ、必ずしも多いとは言えない状況である。これに関連し、石井知章は先述の汪暉の言説に象徴される「新左派」の議論を、「毛沢東思想の「歴史的遺産をもう一度持ち出して揺り動かそうとすること」とした上で、それを「「20世紀」的なもの以前の「前近代」への後退をもたらすもの」と批判している⁽¹²⁾。それと同様の性格が、「毛左派」すなわち本章における「反第二回歴史決議系新左派」の言説にも容易に見出し得ることも、この問題が必ずしも注目を集めていない理由の一つであろう。また、興梠一郎が指摘するように、「新左派」の言説の内容が「もっぱら資本主義化の現状批判が主であり、政治体制改革の方向性もはっきり打ち出していない」ことも、この問題への関心が必ずしも高まらない理由の一つと考えられる⁽¹³⁾。いわば、「新左派」あるいは共産党内「極左派」の文革再評価論は多分に現実逃避的な性格を有しており、それゆえにそれらを検討の対象とすることに積極的な意義を見出し難いというのが、この問題についての研究が必ずしも十分になされてこなかった理由といえるであろう。

その一方、「反第二回歴史決議系新左派」を含む「新左派」の文革再評価論には彼等の価値観に起因するある種の一面性が存在しつつも、そこからは同時に、21世紀の中国社会における文革評価の方向性を考える上でも、重要な示唆を得られるであろう。それは単に「第二回歴史決議」の是非という問題に象徴される、「過去の」歴史、あるいは政治・社会現象としての文革への評価の在り方や、文革を巡る「政治的決着」としての「第二回歴史決議」の継承の可能性という次元に留まるものではない。より大きな問題として、21世紀の中国

の政治、社会制度、あるいは中国人の価値観といった不可視的な部分も含む多くの領域において、文革の影響がいかなる形で「継承」ないし「克服」されるのか、といった問題について考えるヒントを、部分的にであれ見出すことが出来ると考えられるのである。

4) 文革再評価論の「主戦場」としてのインターネット空間

本章ではこのような関心に基づき、21世紀の中国における「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論について、以下のような方法で検討を進める。

はじめに「第二回歴史決議」採択後の状況について、1990年代初頭に鄧小平が行った、将来的な毛沢東再評価の容認を巡る発言を軸に検討する。後述するように、鄧はこの段階では未来における「第二回歴史決議」とくに文革評価の在り方等については、具体的には言及していない。その一方、毛沢東への評価はその性格上、文革評価と不可分の関係にあるといえる。この点から考えれば、毛への再評価に関わる鄧の発言からは同時に「第二回歴史決議」を巡る認識をも、窺い知ることが出来るであろう。続けて、先述の「反第二回歴史決議系新左派」系知識人らによる言説に着目し考察を進める。検討対象としては、主に2010年代に「反第二回歴史決議系新左派」のウェブサイトなどのインターネット空間で発表された、文革再評価論を巡る言説を取り上げる。この十年間には、習近平指導部の成立前後から文革発動五十周年を経て、「第二回歴史決議」四十周年、そして中国共産党創設百周年という、文革評価に関わる重要な節目となる年が含まれている。ゆえに、この時期に特に焦点を当てることは、それぞれの年が彼等の文革再評価論に及ぼした影響を考える上で、重要な意味を持つであろう。

インターネットにおける「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論の展開は今世紀に入ってから本格化し、習近平指導部の成立直前の2010年前後から活況を呈し始めた。特に、文革発動から五十周年目の2016年前後には、いわゆる「新左派」系のウェブサイトを中心に文革再評価論が積極的に展開された。2021年現在、活動が継続中の「新左派」系ウェブサイトとしては、「烏有之郷(UTOPIA)」「復興網」などが挙げられる。これらはいずれも、「歴史決議」に対する批判的姿勢と文革再評価論を前面に掲げている点において、インターネット空間における「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論の拠点とでもいうべき位置付けを有しているといえる⁽¹⁴⁾。

それにも関わらず、これらのサイトを含むインターネット空間での文革再評価論についてはこれまでのところ、目立った先行研究は存在していないようである。たとえば、石井知章は「反第二回歴史決議系新左派」によるインターネット空間での活動が本格化してから十年程度経過した2018年に、「新左派」の言説に関する論考を発表している。そのなかでは「烏有之郷」について言及されているが、石井の関心は専ら前出の汪暉の言説に向けられており、同サイトを含めた「反第二回歴史決議系新左派」サイトにおける文革再評価論そのものに関しては、検討対象としていない⁽¹⁵⁾。また、裴毅然は「極左派」に言及した際、「老毛沢東派」すなわち毛沢東支持者のサイトとして「烏有之郷」と「毛沢東思想旗幟網」の名を挙げているが、両サイトの活動や言説については触れていない⁽¹⁶⁾。

インターネット空間における文革再評価論がこれまで、必ずしも関心の対象とされてこなかった理由としては、「反第二回歴史決議系新左派」の言説を巡る先述の状況に加え、ウェブサイトやインターネット掲示板等の特性が関係していると思われる。一般論として、こ

れらは個人による開設が容易であるため、開設者らが自身の見解を発信する手段としての有用性をもっている。その反面、管理者や投稿者による記事の編集や恣意的な削除が可能であるため、掲載されている記事の内容の安定性ないし固定性という点において、出版媒体には見られない弱点が存在する。同様に、出版媒体が書籍などの形として保存可能であるのに対し、インターネット空間における言説はその性格ゆえに、永続的な形での保存が困難なものとならざるを得ない。また、ウェブサイト上で公開される文章やインターネット掲示板の書き込み等においては、それぞれの筆者の主観や感情が論理性を圧倒した形で議論が展開される場合も少なくない。ここからは、この種の言説を研究対象とする事自体の意義や妥当性への疑義も容易に生じるであろう。このように、インターネットの言説を主な研究対象とする際には、その性格に起因する問題が常に存在し続けることになる。文革研究において、インターネットにおける「反第二回歴史決議系新左派」の言説が研究対象とされてこなかった背景には、まさにそのような要因が存在していると考えられる。

それにも関わらず、本章においてインターネット空間の言説に着目する理由としては、現在の中国における文革研究を巡る制約の存在が挙げられる。中国での文革研究は「第二回歴史決議」を事実上の基準としており、それと合致しない研究や言説の発表には著しい制約が伴う。何方は、1990年以降、文革を含む中華人民共和国成立以降の重要な問題に関する研究が事実上、禁止の対象となったと指摘する⁽¹⁷⁾。そして、この種の内容を含む書籍や出版物の刊行は事実上、不可能な状況にあるといっても過言ではない。

一方、ウェブサイトやインターネット掲示板等では近年、文革に関する議論が比較的活発に展開されている。これらは先述した要因も関係し、内容的には玉石混淆の感も否めないが、

出版媒体を巡る制約と対比した場合、その程度が多少低い状態でなされていると見てよいであろう。このような状況も関係し、文革を巡る議論とくに文革再評価論は現在のところ、インターネット空間を「主戦場」として展開されている。換言すれば、文革再評価論という出版媒体での発表が困難なテーマは現状において、主にウェブサイトなどのヴァーチャルな場を通じて発信が可能になっているといえる。ここに、インターネット空間での「反第二回歴史決議系新左派」の言説を検討対象とすることの意義が存在している。

無論、インターネット空間での文革再評価論の展開も出版媒体と同様、中国の言論状況に起因する制約を免れているわけではない。たとえば、「反第二回歴史決議系新左派」サイトの一つであった「上善若水網」は文革擁護の論調を前面に押し出していたが、2021年4月上旬以降、閲覧が不可能になった。サイト自体が閉鎖されたと推測されるが、2021年7月段階でもこの状況に変化は見られない。その一方、ほぼ同じ論調を掲げる他のサイトは同様の措置を取られることなく現在も存続し、文革再評価論を発表し続けている。両者の間にこのような差異が存在する理由は定かでないが、そこに中国共産党の何らかの方針が反映されている可能性は否定できないであろう。より具体的に言えば、「第二回歴史決議」以降の文革評価と合致しない文革再評価論という言説がインターネット空間で発信されている現状を、共産党の関係部門が把握した上で、敢えてそれらを制限せず何らかの「許容範囲」の存在を前提として事実上追認している可能性も、想定できるであろう。そして、このような点からは、「反第二回歴史決議系新左派」サイトでの文革再評価論の展開を巡る当局の立ち位置、ないしは文革再評価論に対する認識の在り方を、間接的に窺い知ることが出来ると思われるのである。ここに、インターネット空間での「反第二回歴史決議系新左派」による文

革再評価論に着目する意義が存在している。

これらの点に着目し、二つの「歴史決議」に関わる節目の年を迎えた 21 世紀中国での文革再評価論の現状と特質について新たな知見を提示することを、本章の目的とする。

I 鄧小平講話と「第二回歴史決議」の「修正」という可能性

1) 「第二回歴史決議」を巡る問題

1981 年 6 月の中国共産党第十一期六中全会での「第二回歴史決議」の採択により、文革全面否定が鄧小平を中心とする新指導部の方針として明確に打ち出された。加えて、この方向性は中国での標準的な文革評価としての意味を有することとなった。

鄧小平はその起草段階において、文革を巡る毛沢東の責任に対する追及を回避するか、あるいは軽減する方向での調整を目指した。だが、鄧のこのような意図に対しては当初から、共産党指導部内での幅広い支持を得ていたとは言い難い部分が存在していた⁽¹⁸⁾。だが、最終的に毛沢東評価を巡る鄧の意図を優先する形で、「第二回歴史決議」が採択された。

ただ、「第二回歴史決議」と毛沢東評価を巡る問題については鄧自身も認識しており、未来の指導部により何らかの是正がなされる可能性も念頭に置いていたようである。鄧は 1992 年 1 月、「第二回歴史決議」の毛沢東評価が「当時の党と社会の状況を反映した部分的なもの」と述べ、「一部の歴史は事実ではなかった」との見解を示した。これは、「歴史決議」における毛沢東評価が事実上、当時の政治的状況を優先する形でなされたことを、その起草を主導した鄧が直接認めたに等しいものであった。鄧はこれに関連し、「第二回歴

史決議」の起草段階で、文革の初期段階に失脚した彭真(1902-1997. 文革当時は北京市長)、陸定一(1906-1996. 文革当時は共産党中央宣伝部長)らが毛沢東への厳しい評価を要求した事実と言及した上で、彼等の要求を「多くの局面を考慮しなければならない」との理由で退けつつも、毛沢東への全面的な評価に関しては「来世紀の初めまで保留し、次世代の人々に全面的に評価させてもよい」と述べたことを明らかにした⁽¹⁹⁾。そして、1992年1月にそれが再度表明されたことは、「第二回歴史決議」の採択から十年半以上の歳月を経て、鄧がその修正へ向けた機が熟したと判断したことを示すものであった。

それに少なからぬ影響を及ぼしたのは、「第二回歴史決議」採択後の中国社会での毛沢東への評価に関する鄧の認識であったと思われる。鄧はこれに関して、「毛沢東に対して全面的な評価を行ったら、中国共産党の歴史的地位が否定され、共産党の指導的地位が失われると心配する人がいるが、私はその心配はないと思う」との見方を示した⁽²⁰⁾。毛沢東への評価がその性格上、文革評価と不可分の関係にあることを考えれば、鄧の発言は事実上、「第二回歴史決議」における文革評価そのものへの将来的な再考をも、認めるに等しいものであったといえるであろう。これは場合によっては共産党体制自体へ全面的評価への動きを誘発する可能性を内包する点において、共産党にとってはある種のリスクをはらむものであった。当然、鄧がそれを認識していなかったとは考え難い。

それにも関わらず、鄧が上述の発言を行った点からは、「第二回歴史決議」採択後の中国社会において、同決議での毛沢東及び文革に関する評価が少なくとも表面上は社会的に定着し、かつ公式見解としての存在感を確保し得たことに起因する、鄧の自信を垣間見ることができる。同時に、ここからは鄧小平が将来の指導部に期待したと推測される、毛沢東及び

文革を巡る全面的評価のイメージもある程度、明らかになる。この問題について鄧は具体的に語っていないが、それが自身の「第二回歴史決議」を土台としつつも、その時代の政治・社会状況や社会における価値観の変化などを反映させる形で修正を加える、補完的な性格を有するものであったことは、容易に想像できる。やや皮肉な見方をすれば、鄧にとってのこの問題の全面的な再評価とは、本質的に自身の「第二回歴史決議」を全面否定するもので、その域を超えるものでもなかったといえる。

2) 「第二回歴史決議」修正容認論にみる鄧小平の限界

鄧のこのような姿勢には、将来の文革評価を巡る楽観主義的な側面も存在していた。たとえば、鄧は将来的な毛沢東と事実上の文革再評価を容認する理由として、「その時になれば、政治的環境はさらに有利になり、執着する意見も少なくなるだろう」との見方を示した⁽²¹⁾。だが、これらは何らの根拠も示されていない点において、鄧の主観的願望の域を出るものではなかった。更に言えば、鄧の一連の発言の前提となっているのは、将来の指導部が「第二回歴史決議」における毛沢東と文革に関する評価、すなわち鄧自身の毛及び文革を巡る認識を継承することを当然視する想定だったと考えられるのである。見方を換えれば、その妥当性自体への異論や批判が出現する可能性は、そもそも念頭に置かれていなかったということになるであろう。

また、「第二回歴史決議」での毛沢東への評価の「一部の歴史は事実ではない」という鄧の発言には、将来的に一種の火種となり得る部分が存在していた。先述のごとく、鄧による歴史の「歪曲」の意図は、文革への批判が毛沢東批判へと発展する事を事前に阻止し、毛を

擁護することにあつた。しかし、この発言には一方で、それが前後の文脈から切り離される形で流布した場合、「第二回歴史決議」自体の正当性に対する疑義を誘発する可能性も、存在していたと考えられる。端的に言えば、同決議そのものに対して否定的な立場をとる人々にとって、鄧のこの発言は同決議における毛沢東評価と文革全面否定論に反論する上での、有力な根拠としての意味を持ち得るものだったのである。この時点で、将来における「第二回歴史決議」への異論の出現へ向けた一つの条件が生まれた、といてよい。

以上のように、1980年代以降の中国社会における「第二回歴史決議」の受容に関する鄧小平の自信は結果的に、将来的にそれとは異なる潮流が出現する可能性への想像を欠落させることとなった。ここに、この問題を巡る鄧小平の思考の限界が存在していたといえる。

II 鄧小平後における文革再評価論の萌芽

1) 共産党内「極左派」と文革再評価論の萌芽

21世紀に入ると、経済成長に伴う貧富の格差の拡大等の問題が、中国社会において顕在化し始めた。そのなかで、一般民衆や青年層、一部の知識人の間にこの種の現象への反発と連動する形で毛沢東時代への懐旧の念が出現し始めた。この傾向は、改革開放政策への批判と毛沢東時代への回帰を掲げる共産党内の「極左派」勢力が、鄧小平とその政策への批判を活発化させる要因の一つとなった。加えて、「第二回歴史決議」の起草を事実上主導した鄧の死去(1997年2月)は、彼らが同決議とは異なる見解を発表する際に意識せざるを得なかったであろう、心理的影響からの自由をもたらす契機となったと考えられる。

このような状況のもと、共産党第十七回大会を控えた 2007 年と毛沢東生誕百二十周年にあたる 2013 年には、文革後に「國務院發展研究中心」副総幹事等を歴任した古参幹部である馬賓(1913~2017)が、それぞれ百七十名と二千九百九十三名の古参幹部の連名による「献言書」を共産党中央宛に送付している⁽²²⁾。馬賓について、錢理群と張博樹はそれぞれ共産党内「極左派」、「毛左派」と位置付けている⁽²³⁾。馬はこの「献言書」において、「資本主義の改革開放」の即時停止を要求するとともに、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の偉大な旗幟を高く掲げる」、「鄧小平理論を党規約の中で取り上げない」、「社会主義社会での二つの路線、二つの闘争の存在を党規約に明記すること」等を、事実上の要求として列挙した⁽²⁴⁾。このような動きが鄧の逝去から十年を過ぎてから顕在化した事実は、この時点における経済、社会状況という背景に加え、「第二回歴史決議」がある部分において鄧の存在感によって支えられていたことをも、明らかにしたといえる。

2) 俞正声と習近平にみる「紅二代」指導者の文革再評価論

習近平指導部の成立(2012年)と前後する 2010 年代初頭に入ると、この動きは更なる展開を見せることとなった。それが、俞正声(2011 年当時、上海市共産党委員会書記)と習近平(2013 年 1 月当時、共産党総書記)がそれぞれ 2011 年 6 月と 2013 年 1 月に行った、文革に関連する発言である。

習近平指導部の成立後に全国政治協商会議主席に就任した俞は、俞啓威(1912~1958:第一機械工業部長)と范瑾(1919~2009:文革発動時、北京市副市長)という、いずれも党・政府高級幹部の父母をもち、自身も文革期にはハルビン軍事工程学院の学生として紅衛兵